

# 英領マラヤ野生動物保護調査委員会とマレー連合州世論

The Wild Life Commission of British Malaya and Public Opinion  
in the Federated Malay States

佐久間 亮  
SAKUMA Ryo

徳島大学総合科学部 人間社会文化研究 第24巻

2016年

英領マラヤ野生動物保護調査委員会とマレー連合州世論  
The Wild Life Commission of British Malaya and Public Opinion  
in the Federated Malay States

佐久間 亮

はじめに

本稿は、1930年から31年にかけておこなわれた英領マラヤ野生動物保護調査委員会による聴き取り調査の一部を検討するものである。この調査委員会は、別稿で検討したように、20年代から激化の一途を辿った野生動物保護派と現地の農業従事者、とりわけ天然ゴム・プランテーション経営者との対立の結果、両者の利害を調整する目的で英本国植民地省が設置したものである<sup>1)</sup>。この委員会への付託事項は以下のとおりである。本稿が対象とする調査は、主に事項4)を念頭に実施されたものである。

- 1) 連合州、非連合州を含めて、野生動物保護のための現行諸規則について報告すること
- 2) パハン、トレンガヌ、クランタン州の土地を含めてグナン・タハン保護区周辺に国立公園、あるいは野生動物の避難所を設営する上で必要な措置について報告すること
- 3) 既存の保護区とその価値、あるいはマラヤの動物相を永続的に保全する価値がいかなるものか報告すること
- 4) 野生動物が農業にもたらした被害についての申し立てを調査し、そうした事柄にかかわる証拠を収集し、記録すること。さらに明らかにされるであろう事態についてどのように対処すべきか、その手立てを提言すること
- 5) 野生動物保護のための規制を実施するのに必要な組織について、さらに国立公園、野生動物の避難所、あるいは保護区の運営に必要な組織について報告すること
- 6) 上記の項目に関してあらゆる資料を収集すること<sup>2)</sup>

英帝国下の野生動物や自然環境保護に関する歴史研究は、アフリカ植民地についてこれまで盛んにおこなわれてきた。イギリスのハンティング文化の移植の背後で、被支配者であるアフリカ住民の伝統的な生存スタイルは著しい制約を受け、さらに、保護区(国立公園)設立のために、かれらは父祖伝来の土地から力づくで退去させられるという事態もしばしば伴ったのである。アフリカ大陸における野生動物保護政策は、強権的な植民地帝国の下ではじめて実施可能となったのであり、このような白人による「文化侵略」に対して、現地住民は、しばしば密

獵などという形で激しい異議申し立てをおこなったのである。また、この文化摩擦が、政治的な紛争に発展するケースもたびたびみられた。野生動物の保護、国立公園の設立、自然環境の保全は決して平和的なプロセスとして進行したのではないのである<sup>3)</sup>。

英帝国下の保護運動についての歴史研究がおもにアフリカを舞台として行われてきた理由は、野生動物相がアジアなどに比べて圧倒的に豊かなこともあるが、なによりアジアでは保護運動が現地社会の激しい抵抗を引き起してはこなかったとされ、したがってこのプロセスを批判的に検討する研究者の注目を惹かなかったことがあるだろう<sup>4)</sup>。では、英領マラヤの場合はどうだろうか。実は、ここでも保護運動は平和裏に進行したわけではない。しかし、アフリカのケースと異なり、連合州政府のみならず本国植民地省をも巻き込んで激しい反対運動を展開したのは、おもにゴム農園を営む英系白人プランターたちであった<sup>5)</sup>。では、被支配者であるマレー人、中国系住民、さらに、より広範な英系住民たちはこの争いをどのように受けとめていたのだろうか。

野生動物保護の国際的なネットワークを形成した帝国野生動物相保護協会 Society for the Preservation of the Fauna of the Empire<sup>6)</sup>のメンバーであり、当地の保護運動を主導したセオドア・ラスボーン・フバック Theodore Rathbone Hubback は、「マレー人および先住民たちにはスポーツマンシップについての観念がまったく欠如している。だから、いかなる種類の野生動物に対しても、かれらはわずかばかりの配慮もみせないだろう」<sup>7)</sup>と断定し、マレー人の自然観、野生動物保護の観念についてきわめて冷ややかな姿勢をみせている。野生動物、さらには自然環境の保全は、あくまで白人の恩恵によってもたらされるべきものなのであった。果たして、マレー人たちはフバックの言うとおりに、あるいは研究者たちが考えてきたように、この問題に対して単なる傍観者にとどまったのだろうか。

このフバックを長とする調査委員会は、1930年8月から翌年3月にかけて合計64回にわたってマラヤ全土で公聴会を開催した。フバックが見せる傲岸な態度にもかかわらず、聴き取りに応じたのは、下級官吏、プランターなどの英系入植者のみならず、いや、それを上回る数のマレー人農民や中国系住民たちであり、さらには、わずかではあるが先住民(オラン・アスリ Orang Asli)までもがそこには含まれていた。総人数は707名を数え、ここには英領マラヤの人々と野生動物とのかかわりあいの経験の総体が凝縮されているのである。とりわけ、マレー人および中国系農民たちの反応は興味深い。英人支配者によって実施された聴き取りのためらいながらも、多様な意見がそこには表明されているのである。

英領マラヤの自然環境保護の歴史について先駆的な研究をおこなった Jeyamalar Kathirithamby-Wells は、この調査委員会の報告を経て、野生動物のために広大なサンクチュアリを作ること、野生動物保護ロビーと現地白人プランターとの間での妥協が成立し、それが、有名なタマンネガラ国立公園の前身であるジョージ五世国立公園の設立(1937年)につながっていったのだとする<sup>8)</sup>。この国立公園の形成にいたるプロセスは、英領マラヤにおける野生動物保護政策史の上で重要であるのはもちろん、英帝国、さらにはそれを超えた国際レベルで、保護運動がそれまでのハンティング資源の保護に限定されたものから、地域の動物相あるいは生態系保護へと舵を切る1930年代においてきわめて重要な意味をもったと考えられる<sup>9)</sup>。

しかし、Kathirithamby-Wells は、その起点となったこの委員会の調査を白人利害集団間の調停の場としてのみ評価しており、より広範な植民地世論を聴き取ろうとした委員会の調査結果を十分に踏まえてはいない。むしろ、証言者の多数派を占めたのはマレー人住民なのであり、かれらはこの公聴会を自らの見解を表明する、あるいは異議申し立てをおこなう機会ととらえていたのである。

本稿では、一章で英系住民の聴き取り調査の結果を概観し、二章、三章ではマレー人およびわずかではあるが中国系住民、先住民の聴き取りの結果を検討することで、この調査に示された植民地世論の一端を明らかにすることにしたい。なお、紙幅の都合上、本稿では連合州の分析に限定し、海峡植民地および非連合州については次稿にゆずることとする。報告書によると、この公聴会では「求める者なら誰でも」証言することを許された<sup>10)</sup> のであり、その証言は現地メディアにも公開された<sup>11)</sup>。連合州で公聴会に登場したのは、セラゴール州では48名（英系31名、マレー系17名）、ヌグリ・スンビラン州では71名（英系14名、マレー系49名、中国系7名、先住民1名）、ペラ州では132名（英系35名、マレー系94名、中国系2名、先住民1名）、そして野生動物に富み、後のタマンネガラ国立公園の原型となるグナン・タハン保護区が所在するパハン州では84名（英系31名、マレー系49名、中国系3名、インドネシア系1名）、合計335名であった。

—

調査委員会が聴き取りに際して用意した質問は合計75項目からなる<sup>12)</sup>。その中には、詳細な技術的事柄に関わること、鳥、魚類の保護に関わること、さらには特定の地域に限定したものなどが含まれるため、ここではそれらは除き、野生動物保護に対する世論を考える上で重要だと思われる以下の項目に限定して、英系住民の聴き取り結果を検討する。

8) この国に居住して以来、野生動物の特定の種について、目立った増加、あるいは減少を観察していますか？

9) 野生動物による財産および耕作地にたいする被害について、個人的な経験を語ってください。

(a～dのバリエーション有)

15) 農業への被害をなくすために、当該の動物を根絶することが必要だと考えますか。(a～eのバリエーション有)

22) 野生動物にとって、不可侵のサンクチュアリとなりうるような広大な保護区を創設するという考えに賛成しますか。(a、bのバリエーション有)

25) 野生動物が保護されるために特別な〔森林保全区とは別に〕保護区を設けることに賛成しますか。

39) 動物保護区を除いて、連合州全土において、象およびサンバー鹿を保護の対象から除外するとして29年の措置を妥当だと考えますか<sup>13)</sup>。

- 40) もし、妥当だと考えるなら、そうした手続きが、世界各地で、一部はマレー半島よりも文明が進んだ地域で行われてきた、あるいは行われつつある無差別な殺戮から野生動物を保護するために、あるいは過去の世代の行いによってほとんど絶滅に瀕している野生動物を再生するためにおこなわれている努力と調和すると思いますか。
- 44) 野生動物の肉やトロフィを無制限に売買の対象とすることは、利益を得るために動物を殺戮することにつながります。換言すれば、〔中略〕野生動物の殺戮を商業化することで、その絶滅に道を開くことになるのです。そこで、〔中略〕象や犀のトロフィ、ゲーム鳥獣の肉の売買を、認可を受けた場合を除いて禁止すべきだと考えますか。
- 47) マレー半島から野生動物、とりわけ大型獣が根絶されてしまったとするならば、それを嘆かわしいことと思いますか。
- 48) 野生動物の根絶を望ましい、あるいは不可避のことだと思いますか。
- 49) それを防ぐために精力的な措置がとられなければ、野生動物の根絶という事態が生じると考えますか。
- 50) 理にかなった規制をおこなうことで、わが半島の野生動物の根絶を防ぎうと思いますか。
- 61) マラヤの野生動物が後代の人々への遺産となるべく保護、保存されるべきだという考えに賛成しますか。また野生動物種が根絶されないような状況を作り出すよう、ただちに規制による、あるいは組織的な措置が採られるべきだという考えに賛成しますか。

40)、44)、47)、49) のようないささか露骨な誘導尋問<sup>14)</sup> が中に含まれていることから、この委員会が野生動物保護派主導で運営されたことは明らかである。しかし、これらの項目に従って、英系の住民は聴き取りに応じていく。

#### (一) セランゴール州<sup>15)</sup>

表①はセランゴール州の英系住民についての調査結果である。聴き取りに応じた31名中、農業関係者(プランターや農園の管理者)は22名と多数を占め、かれらの利害はこの聴き取りに十分に反映している。その他は野生動物保護監督官 game warden や下級官吏、学識経験者などである。

質問項目 Q. 8 で野生動物の増減を問われて、変化なし、あるいは「むしろ増加している」と答えたのは僅か2名。野生動物、鳥類の減少は一般的な認識となっているようである。野生動物による被害を訴えているのは農業関係者17名を数えるが、そのうち3名は「かつて」のこととしており、そこにはこの州の開発が相対的に進んでいる<sup>16)</sup> ことが反映していると思われる。

野生動物の保護政策への姿勢は、Q. 15、Q. 39、Q. 44、Q. 48、Q. 49 への回答から読み取ることができよう。まず、Q. 15 について、農業へ被害をもたらす動物を無条件に根絶すべしとの強硬な意見を表明した者はいない。そうした考えを否定しつつも、農作業などへの障害にならない限り、あるいは農業従事者の権利が侵害されない限りという条件をつけたうえで否定した者が5名(no. 23、24、32、38、42)、いずれも農業関係者である。また、野生動物一般の根絶

Report of the Wild Life Commission: vol.I. General Survey, 1932, pp.137-172 から作成 (回答者の無い質問は割愛)

		Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
<b>表① Selangor州</b> (番号は聞き取り順)														
no.1	honorary deputy game warden	職業に関する詳細な質問で、他の聞き取りと性格を異にする												
2	district forest officer	no	被害なし						yes, the sale of meat of game animals should be under control		neither	yes	yes	yes
4	planter	a great decrease probably due to the opening up of the country	長い間、サンバー鹿による被害は無い。	I have not heard of damage from elephants for the last 15 years		yes, very much so				yes	neither	yes	yes	yes
5	court interpreter	considerable decrease, because of indiscriminate shooting and the destruction of the immature								yes	neither	yes	yes	yes
8	planter, manager of the eastern division F.M.S Rubber Company	green pigeon/imprial pigeon and deer are less	サンバー鹿と猿の大きな被害、家、ノリの被害	sambhur have been a nuisance to me in the past	not as a species	yes, if properly done and the natural balance of species is maintained		no, sambhur have been almost exterminated. Elephants only become dangerous when wounded	yes, except for pig and deer killed on private property		neither	yes	yes	yes
9	planter	general decrease	家は多いが、コムへの被害なし。	very little, only a very few trees					yes		neither	yes	they should do so	yes
10	planter	a decrease in birds, e.g., Green Pigeon and Snipe and Jungle Fowl	被害なし						yes		neither	yes	yes	yes
11	planter													
15	planter	a general decrease where the country has been opened up	かつて家による被害	I have seen a good deal of damage in Perak and Pahang	no	yes, the larger sanctuaries should be some distance from developed areas			yes, pig should be excepted		undesirable	I cannot say	yes	yes
16	planter, manager of the estate		熊による被害											

	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
17 planter	a considerable decrease generally	象によるゴムへの被害	not on my own estates. I have seen it elsewhere	not if they can be kept out by other means	yes	yes	no	yes	yes	the former most certainly not, and as regards the latter I should think it will no doubt occur without some form of protection	highly likely	yes	yes subject to legitimate agricultural interests being respected
18 planter	a very great general decrease	象や鹿による被害		certainly not	yes	absolutely	certainly not	yes	very deplorable	no	yes in some cases	yes	
19 planter and civil engineer	an undoubted decrease	かつて象による被害	none whatever		yes, provided such sanctuary does not form a menace to agriculture	yes	yes and no	yes	yes	neither	yes	yes	
20 honorary deputy game warden	there has been a decrease	被害なし	yes, in practically every district I have been to. I have seen damage done	no	yes	yes. I should like to see belts of jungle left to act as sanctuaries for birds	no	yes	yes	neither	yes	yes	
23 planter	decrease in green pigeon		no	no, subject to rights of agriculturalists	yes, so long as the practice is limited to the larger animals from degradation on agriculture is not too expensive	yes	It was a mistake because it led to indiscriminate shooting by the inept	yes	yes, but the larger forms should not be in the vicinity of agriculture		yes	yes	
24 planter	no	象のゴムへの被害		It depends on the locality, where the district is highly developed the animals that do damage should be exterminated or driven elsewhere	yes, in suitable localities	yes	justified as far as Bukit Cheraka area	yes					
25 planter	tapir have much decreased	かつてはババの被害、現在は家のゴムへの被害	no	no	yes	yes			yes	neither	yes	yes	
31 district officer	cannot say	象による米やバナナへの被害		no	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes of certain forms	yes	
32 planter	cannot say	象によるバームやしへの被害	no. The animals that come in night be driven off and only exterminated if necessary	yes	yes	yes	I cannot say		yes	undesirable, it may be inevitable		yes	
33 planter		鹿と象の被害	in 1927, considerable was done	yes	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes	yes	
34 manager of the estate and mechanical engineer		象による被害											

	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q81
35	systematic entomologist	象による被害		no	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes	yes, if there is a propter organization	yes
36	planter	象による被害	yes, on another estate	no, but individual animal should be dealt with	yes	yes	no	yes	yes	neither	possibly	yes	yes
37	technical assistant, museum and honorary game warden	とくに深刻な被害はない	In Selangor, very little	no	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes and in Selangor the day is not far distant	yes	yes
38	planter	かつての鹿の被害	no, but of course rights of agriculture must have due respect	no, but of course rights of agriculture must have due respect	yes	yes	no. The result is that there are more wounded and therefore dangerous animals than ever	allowed only under permit	yes	neither	yes	yes	yes
39	mining engineer				yes, but the preservation of game must not in any way interfere with the trade and business of the country			yes					
40	B.S.C. (London)			no			no	yes	yes	neither	yes	yes	yes
41	planter and engineer	象によるバーンヤンへの深刻な被害											
42	planter	a decrease in Green Pigeon, elephant	no. We had a little damage but nothing go speak of	no, but as agriculture advances Wild Life inevitably goes back.	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes	yes	yes. The rights of agriculture must be paramount but I would like to see the big game having some protection
43	planter	象による度重なる被害	practically negligible damage	no	yes	yes	no	yes	yes	not desirable, but inevitable under present conditions	yes	yes	yes
44	planter	decrease of birds esp. green pigeon	no	no	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes	yes	yes



を望ましいとするかを問う Q. 48 について、肯定的な回答をした者も皆無である。29年に象およびサンバー鹿を保護の対象から外した連合州政府の決定が妥当か否か問う Q. 39 について、条件付きで認めた者はわずか2名 (no. 19、24)、ゲーム肉やトロフィの売買を無条件に肯定する者もない。商業目的での野生動物の殺戮を制限すべしとの見解は、農業関係者であるなしを問わず、ほぼ共有されているようである (Q. 44)。野生動物の根絶という事態が起こりうるとする危機感も23名が表明している。このうち15名は農業関係者である。こうした事態を回避するべく「理にかなった」対策をとるべし (Q. 49) とした者は23名、うち17名は農業関係者である。

では、その対策として「サンクチュアリとしての広大な保護区を創設する」ことの是非を問うた項目 Q. 22 については、31名中25名 (80.6%) が賛意を表明している。この割合は農業関係者に限定すると22名中18名 (81.8%) とむしろ増加する。野生動物生息地と農地との棲み分けこそが長年の労苦を減じる方策だと考えられているようである。質問項目 Q. 25 についてもほぼ同じ傾向が見られる。棲み分けによる農業 (産業) 発展と野生動物保護の両立という考えはほぼ受け入れられているように思われる。

野生動物が根絶される事態を「嘆かわしい」事態だと考える (Q. 47) のは24名 (77.4%)、農業関係者についても16名 (72.7%) を数える。野生動物を「後代への遺産」として保護すべきだ (Q. 61) という、フバックら保護論者がもっとも期待した回答をおこなった者は23名 (74.2%)、農業関係者でも16名 (72.7%) を数えている。このうち、2名は「農業の利害が尊重される限り」との条件を付け加えているけれども。

この州での聴き取り結果は、「プランターと野生動物の戦争状態」、さらに、ゴム農園経営者協会 Rubber Growers Association およびマラヤ・プランター協会 Planters' Association of Malaya とフバックら保護推進派との激しい対立の末にこの調査委員会が設けられたという経緯を考えると、以外な結果と言わざるをえない。これは、開発がある程度進み、野生動物生息域がすでに後退したセランゴール州に特有のものなのであろうか。

## (二) ヌグリ・スンビラン州<sup>17)</sup>

ヌグリ・スンビラン州で聴き取りに応じた英系住民は、同地のマレー人に比して、さらに他州と比べても著しく少なく、その結果は表②に示されるとおりである。回答者14名中、農業関係者とみられるのは10名で、ここでも多数派を形成する。他は下級官吏、軍関係者などである。

英系住民が示すこの州の状況は、セランゴール州とはいささか異なる。野生動物の全般的な減少については2名 (no. 2、3) を除いて同意しているが、農業関係者はいずれも象および鹿による被害を訴え、そうした被害をもたらす動物を地域から根絶する強攻策の必要性を訴える者も4名 (no. 5、30、31、52) にのぼる (Q. 15)。

その一方で、野生動物保護についての一般的な姿勢については、セランゴール州住民とほぼ同じ傾向を見せる。マレー半島からの野生動物の駆逐を望ましいと答えた者はおらず (Q. 48)、野生動物資源の商業化にも1名 (no. 3) を除いて反対の姿勢を示している (Q. 44)。野生動物

Report of the Wild Life Commission: vol.I. General Survey, 1932, pp.109-122 から作成 (回答者の悪い質問は割愛)											
	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
②Negri Sembilan州 (番号は職き取り順)											
no.1 electrical engineer, government service	there are less rusa and pig	ない			yes	yes	yes	neither	undoubtedly	yes	yes
2 manager of the estate	no change	象と鹿による被害	not a great deal of damage	I don't know	yes	yes, I am against commercialization	yes	neither	Partial extermination will come about	yes, reasonable regulations	yes. But the larger fauna should be confined to game reserves well out of the way of agriculture
3 planter	no	象と鹿による被害			yes if they are far away from cultivated areas	no		it would be a pity but I think it is inevitable	yes		
5 manager of the estate	very great decrease	サンバードと象による被害		yes	yes, most emphatically	yes, most emphatically	yes, a deplorable thing	neither	for practical purposes, yes	yes	yes. Steps should be taken; and if not taken early will fail for lack of breeding stock
28 Maly and Tamil interpreter	decreasing, esp. deer	鹿と野豚の被害			yes	yes	yes	neither	quite likely	most certainly	I agree
30 planter and engineer	snipe and green pigeon are decreasing	ゴムへのサンバード、猿、リスによる被害		yes	yes	certainly every sportsman must be	yes	neither	yes, it is coming about now	yes	yes
31 manager of the estate	a decrease in everything	象、マレー水牛によるある程度の被害	abandoned rubber estates damaged	yes	yes	yes	yes	neither	yes	yes	yes
32 deputy conservator of forests				no	yes	yes	yes	neither	yes	yes	yes
47 manager of a group of the estate, engineer	green pigeon would have been exterminated	サンバードによる被害		shooting is more expensive than fencing and less efficient	yes	yes	yes	neither	yes	yes	yes
48 manager of the estate		象による被害			yes	I am against commercialization	deplorable if the wild life of Malaya was wiped out			one central authority for Malaya would be advisable	
49 visiting engineer of the estate		象による被害			yes						
50 owner of estate					strongly in favour of game reserves						
51 state adjutant					yes	yes	yes	neither	yes	yes	yes
52 land owner, planter and miner	a decrease in nearly all small games and in tapir	Kongsis ? の襲撃		not unless other means after a good trial fail	yes and for each state	I am opposed to the wholesale slaughter of game for profit	yes	neither	yes	yes	yes

の根絶への危機意識は全員が共有し (Q. 49) 、そうした事態を嘆かわしいことだとする意見も 11 名 (78.6%) が述べている。そのうちの 7 名が農業関係者である (Q. 47) ことは注目してよいだろう。さらに、10 名 (71.4%) が野生動物を後代への遺産として保護すべきとの考えに賛成 (Q. 61) し、そのための方法としてサンクチュアリを創設する計画にも 13 名が無条件で賛同している。農地との明確な分離という条件を示したうえで賛成した者 1 名をあわせれば、このアイデアを全員が支持するという結果となった。ここでも、野生動物保護政策そのものへの声高な反発は皆無である。

### (三) ペラ州<sup>18)</sup>

表③にあるように、ペラ州で質問に答えた英系住民は 35 名、その中で農業関係者とみられるのは 21 名で、ここでもかれらは多数派である。他に目立つのは、野生動物について知見を有するであろう森林保全官、学校関係者、鉱山関係の技師らである。野生動物の減少について否定的な見解を示している者は 5 名 (no. 18、19、24、61、64) にすぎず (Q. 8) 、8 割強の回答者はその減少を実感しているようである。とはいえ、農業関係者 21 名中 18 名が象、サンバー鹿による被害を訴える機会として、この聴き取り調査を利用しているようであり (Q. 9) 、状況は前二州とは異なるようである。

しかし、このように被害を訴えつつも、その動物を周辺地域から完全に駆逐する必要があるとまで主張するのはわずか 1 名 (no. 27) にすぎない (Q. 15) 。マレー半島から野生動物が一扫されるのを望ましいとしているのも 2 名 (no. 27、116) に過ぎず、それらもいずれも留保付きの見解である (Q. 48) 。象およびサンバー鹿を保護の対象から除く決定を妥当としている者は 5 名 (no. 19、23、52、54、123) おり、セランゴール州などと比べて、この地域の被害の大きさが反映されているのだろう (Q. 39) 。しかし、野生動物の肉やトロフィの売買がその絶滅に道を開くのだという考えにはほぼ全員が賛同し (Q. 44) 、半島の野生動物根絶への危機感も 8 割近く (77.1%) に共有されている。このような危機感も 7 割強 (71.4%) が表明し (Q. 49) 、セランゴール州のそれをわずかに下回る程度である。

野生動物が半島から駆逐されることを嘆かわしいとする回答は 31 件 (88.6%) にものぼり、農業関係者に限定してもそのような認識を示す者は 8 割 (81.0%) を超えている (Q. 47) 。野生動物を後代への遺産として保護すべきとの見解も 30 名 (85.7%) の回答者によって示されている。この問いに条件つきで賛成、あるいは回答を辞退しているのは農業関係者 5 名を数えるにすぎない。サンクチュアリを設けるという考えについても同じく 30 名が賛成し、この考えは農業関係者にも支持 (76.2%) されている。

このように、ペラ州では野生動物の深刻な被害が訴えられる一方で、理念としての野生動物保護の必要性は、農業関係者を含めて広く浸透しているとの印象が得られる。

Report of the Wild Life Commissioner. vol.II. General Survey, 1932, pp.177-208から作成 (回答者の悪い質問は省略)

	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
③Perak州 (番号は総合取順)													
no.1 district forest officer						yes		yes	yes	undesirable but slowly inevitable	yes	doubtful	yes, but I doubt if it can be done
2 planter and deputy game warden	general decrease	自分が仕を負った財産への被害はない。	not much here but a lot in Pahang	not at all	yes	game reserve are necessary	unjustified	yes, except under permits which ought to be excluded to persons shooting pig.	yes	neither	surely	I hope so	yes
16 planter	decrease of everything including butterflyes and fish	鹿とヤマアラシによるかつての被害あり。サル等の被害も。	it was not serious	not at all	absolutely	yes			certainly	neither	yes	yes, if sufficient	yes
17 planter	general decrease, particularly since removal of deer and elephant from the schedule	象による被害	not herebut it has been done in Pahang. Only a proportion of Sambhur do damage	no, only the animal persistently does the damage should be shot	yes	yes	emphatically no	yes, except in the case of pig	yes	neither	yes	yes	yes
18 planter, B.A.	no	象によるコムへの被害	yes, on Cicely Estate	no	yes	yes	no, if the object was to help the cultivator it did me no good	yes	yes	neither	I cannot say	yes	yes
19 planter	no		no damage was done by sambhur on Palawan. A little was done on Degong		I am in favour of reserves but their size is a matter for expert discussion	yes	it has not helped me, but certain circumstances might have arisen in which removal would have helped us	yes	yes	neither	eventually	yes	yes
21 planter	decrease in reptiles	鹿、象、野豚による被害			yes	yes	no	yes	yes	neither	eventually	yes	yes
22 schoolmaster	considerable decrease all around	鹿による被害。しかし深刻ではない。			yes	yes	not justified	yes	yes	neither	yes	yes, but they must be strict and there must be more game wardens	yes
23 planter	decrease in elephants	象などの被害		no	yes	yes	Damage has on my estate decreased. We have had less trouble since. Whether removal all over the FMS was justified, I cannot say.	yes	yes	not desirable, it may be inevitable	yes	yes	yes
24 planter	there are more tapir than formerly in Gunong.	サンバー鹿による被害		no	yes	yes	not justified	yes	yes	neither	yes	yes	yes
25 executive engineer	I cannot say	象による僅かな被害			I am	yes	not justified	yes	most	neither	in certain cases	yes	certainly

	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
27	manager of the estate there are less elephants. Hornbills have decreased. Pigeons are on the decline	象の侵入		in our area the elephants should be exterminated as they are a menace to agriculture and extermination is the only method of removing the menace	yes	yes	I cannot say. It did me no benefit.		yes	only in certain circumstances where they are isolated and have a restricted food supply	yes	yes	yes
28	M.B., M.R.C.S				yes	yes		certainly	yes	neither	yes	yes	yes
29	planter	かつての象によるゴムへの被害		yes and there will be fewer raids on cultivation			not justified	yes	yes	neither	yes	yes	yes
52	planter	象によるバムヤンへの被害	only a little damage is done by sambhur to a portion of a neighbouring estate under rubber	yes			If the government has no scheme of elephant control, removal of protection would be justified. I cannot say about sambhur	yes	yes	neither	I cannot say	yes	yes
53	planter	considerable decrease among all species of deer, green pigeon in this district are almost extinct		no	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes	yes	yes
54	mining engineer	象にコナツツへの被害		absolutely		yes	not throughout the FMS but in certain areas it might be justified. Moreover only an experienced man should shoot an elephant. Not justified for sambhur.	certainly	yes	neither	yes	yes	yes
55	planter	象にコナツツへの被害とサンバー鹿によるゴムへの被害	yes, usually an individual sambhur	no	yes	yes	no	most certainly	yes	neither	yes	yes	yes
56	planter	象による被害も限定的。	the portion of damage by sambhur is infinite	no		yes	no excuse for it at all	yes	yes	neither	yes	yes	yes
61	planter	not very much difference	サンバー鹿による多大な被害	no	yes	yes	not justified	yes	yes	neither	very possibly	yes	yes

	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
63	retired state forest officer I should say there is a decrease	象による被害	At Ulu Kuantan, Sambhur and deer did damage to an estate	no	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes	yes	yes
64	state forest officer no change as far as I can see	象による被害		not necessary	I think they can be combined with forest reserves but there would always be the risk of disturbance	yes	absolutely unjustified	yes	Yes except for elephant of which I do not see the use.	I cannot say	yes	yes	
65	ethnographer, FMS Museum I cannot express my opinion but I think I see a falling-off		no, except in the case of humped-in elephants	yes	yes	yes	no, deplorable	yes	yes	neither	almost certain	yes	yes
66	ex-forest officer, game warden a decrease in deer and green pigeon	象と鹿による被害。ことに象の捕獲禁止解除以降、むしろ被害が増大している。	In 1928, I examined over 100 small holdings alleged to have suffered deer damage.	yes	yes	yes	no, deplorable	yes	yes	neither	yes	yes	yes
69	planter fewer tigers, but no noticeable alteration in pig Green pigeon are very scarce.		I have had no trouble.	Not in our district	yes	yes		yes	yes	neither	yes	yes	yes
70	assistant commissioner of police most notably among green pigeon which are greatly decreased. In Sepang, sambhur have greatly decreased.		no	yes	yes	yes	no	yes	yes	neither	yes	yes	yes
77	assistant conservator of forests 象を自害するものの被害はなし。		no	yes, national park is desirable	yes, Special national park	yes, In the main ranges not less than 10 miles from any alienated agricultural land	no I have frequently discussed it with my forestguards who are all against promiscuous shooting which produces rogues.	yes	yes	neither	In many forms of wild life, yes	yes	yes
115	director of the estate and manager of rubber plantations 象による甚大な被害		it is practicable to exterminate all the elephants	yes, subject to conditions in (25)	yes, national park is desirable	yes, In the main ranges not less than 10 miles from any alienated agricultural land	no						yes, reasonable regulations

	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
116 visiting agent	pigeon,deer, snipe,jungle fowl have decreased			no, except on cultivated land	yes		It had the effect of frightening elephant and deer from estates in certain areas but it was cruel business as animals were more often wounded instead of being killed outright. Therefore, I think it unjustified	yes	yes	only where it interferes with the development of valuable properties.	not complete extermination	yes	yes
117 manager of the estate and chairman of the Plus Valley Elephant Damage Protection Scheme		象による被害					no						
118 estate owner													
119 estate owner													
120 planter, deputy game warden	considerable decrease in sambhur, which are practically extinct in Sitawan and also of most species of birds, except perhaps snipe.	象による米への大きな被害	very little lately	no	yes		no	yes,The trapping of doves for sale as cage birds should not be allowed except under permit...	yes	neither	yes	yes	yes
123 assistant conservator of forests	less because of opening up of the jungle and shooting	象によるさまざまな被害			yes, if they are well away from cultivation		in certain areas it was justifiable but it was not justified all over Malaya	yes	yes	neither	possibly	yes	yes
130 assistant inspector of schools		なし		no	yes		no,as far as my knowledge go	yes	yes			certainly	yes

(四) パハン州<sup>19)</sup>

他州に比して野生動物が豊かで、またそれゆえに、グナン・タハン保護区の拡張について議論されてきたのがパハン州である。この州の英系住民の反応(表④)はどうだったのだろうか。職務状況について質問が集中したゲーム保護副監督官(no. 83)を除く30名の回答がここでの対象となる。まず、注目すべきは、パハン州においても、野生動物が全般的に減少しているのだという保護論者らの主張を否定するのは6名(no. 18、19、20、27、32、76)に過ぎないということである(Q. 8)。このうち3名の農業関係者が「明らかに増加傾向にある」としている点は際立つが、全般的な野生動物の減少という事態は、他の地域と同様、英系住民間でもはや共通の認識になりつつあると言ってよいだろう。とはいえ、ここでも多数を占める農業関係者19名中、16名が深刻な被害を申し立て、4名(no. 19、27、33、42)が条件付きではあれ、脅威となっている動物の地域からの全面的な駆除の必要性を述べている(Q. 15)。さらに、マラヤ全土での野生動物絶滅の恐れ

Report of the Wild Life Commission: vol.II General Survey, 1932, pp.281-318 から作成 (回答者の無い質問は空白)													
	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
④Pahang州 (番号は聴き取り順)													
1 manager of the estate	cannot	象の水作への被害		cannot	yes				yes	neither	undoubtedly	yes, reasonable regulations	yes
3 planter	unable to make specific observation		not a great deal of damage										
4 electrical engineer	decreasing		worst damage		yes	yes			yes		yes	yes	yes
16 planter		象のゴムへの被害		yes	yes	yes			yes				yes
18 planter	no	サンバー崖による深刻な被害	many estates	not in favour	yes		justified	don't agree that the game is on the road to extermination				yes reasonable	I see no economic or aesthetic loss in the disappearance of the mammoth
19 planter	great increase	サンバー崖と象による深刻な被害	sambhur came in with elephant	no, but they should be hunted near cultivation	yes	yes	Sambhur, justified but elephant not	destructive animal, no objection				yes	
20 planter and miner	increase	象の被害	trouble from Sambhur and elephant		yes	yes if the larger game cannot be kept inside, they must be exterminated		no penalty for selling the meat				yes if sanctuaries are made	It should only be protected inside game reserves
27 agricultural field officer	after 1929 increasing	サンバー崖によるゴム、水牛と象による米への被害		no only as the very last resort	yes	yes						yes	yes
28 planter and contracting engineer		ヤマランヒサンバー崖による被害		certainly not	yes, preservation for posterity would be impossible otherwise	yes		yes	yes, in all forms		I should think so	yes	certainly
32 planter	increase in birds	象によるコゴナツへの被害			yes	yes	not for elephant, in the case of Sambhur, beneficial		yes		yes	yes	yes
33 planter	receding	被害はある	very extensive damage from Sambhur	no, so long as adequate right of defence is given	yes, permanently set aside	yes		yes	yes		yes	yes	yes
37 manufacturer(原住民の苦難についての証言)		象による原住民への被害	reasonable preservation of wild life in uninhabited areas										



	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
38 planter	decrease in green pigeon	象と鹿の深刻な被害	yes	yes			yes		yes, except in the case of elephant and sambhur	I hope it will come about in the case of elephant outside sanctuaries and sambhur in all places.		yes, except for sambhur	
39 planter	cannot say	象と鹿の被害	not necessarily	not necessarily	yes	would be useful		yes	yes	not for very many years	yes	yes	
40 medical officer	pigeon and snipe decreased	象とサンバー鹿の被害	no	no	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes, rights of defence of property must be protected.	
41 assistant conservator of forests	not long enough to form an idea	ゴムへの通常の被害	not much, some but exaggerated	of course not	they are common in all other parts of the world, why not have them here.	of course	I am afraid that I would rather not say I do more.		of course	I do		enactment is necessary with heavy penalty.	you may
42 mining engineer	seladang have not been reported		from sambhur	sambhur in the vicinity should be exterminated, other animals should not.	yes	yes, it is the only way permanently to preserve wild life.		yes	yes	eventually		yes, the game reserve idea must be properly carried out.	yes
48 district railway engineer		象の鉄道への被害											
49 planter	cannot say		no	no	yes	yes	not quite	yes	yes	eventually		I hope so	yes
50 planter	not been here long enough to say	象の被害	yes two haunt my place, but only a little damage is done.	no	yes		no	yes	yes	yes		yes	yes
62 sub-assistant conservator of forests	decrease in elephant and snipe/pigeon increasing	象による被害、サンバー鹿によるゴムへの多大な被害	no	no	yes	yes	not wholly justified	yes	yes	yes		yes	yes
63 planter	a decrease of birds	サンバー鹿による被害、象の被害はない水牛によるもの	principal damage is from Sambhur	no	yes		no, it might be allowable in certain districts	yes	yes	yes		yes	yes
71 planter	a decrease among birds, especially green pigeon	象によるゴムへの深刻な被害、水牛によるもの	no, individuals should be dealt with	no, individuals should be dealt with	I would like one or at the most two sanctuaries	yes	no, I don't think the indiscriminate shooting was justified	against commercialization, only under licence	yes	possibly		yes	yes
73 Indian interpreter(俵住氏の整理についての証言)							no						

	Q8	Q9	Q10	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61
76	superintendent, government experimental plantation		only on neglected estates	no	yes	yes	no	yes	yes			yes	
77	planter	象、サンバード鹿、サル、ヤマアラシ		emphatically not	yes	yes	quite unjustifiable	yes	most deplorable			yes	yes
78	M.A. and Dp Ag.			no	yes	yes, and a reserve for aborigin		yes	yes, lamentable			yes	yes. The undoing of nature's work, over long ages is the worst form of vandalism.
81	manager of the estate	龍によるわずかな被害	negligible damage by sambhur	emphatically no	certainly, our record compares unfavourably with other countries	yes	no	yes, it is allowed nowhere else to my knowledge	It would be a blot on our civilization			yes	yes
82	planter							trophies might be absolutely prohibited, sale of venison would be very difficult to control					
83	assistant game warden(保護の担当についての聞き取り)												
84	B.A. Natural science and diplomam cambridge	象の被害											

を問うた項目 Q. 49 について、肯定的な返答をしたのが全体の 46.7% に過ぎないという点は、他地域にはみられない特徴である。プランターの一人 (no. 38) は「象およびサンバード鹿が全土から根絶されるのを望む」<sup>20)</sup>とまで答えているのである。

他方、半島全土から野生動物が駆除される事態を「嘆かわしい」(Q. 47) としたのは 20 名 (66.7%)、農業関係者に限定すると、その数字は 57.9% にまで下がる。野生動物を後世への遺産として保全すべきかとの問いかけ (Q. 61) に対して、農業関係者 2 名 (no. 18, 22) が否定、さらに「農業従事者の権利が侵食されない限り」などの条件をつけた上で賛成としている者が 2 名 (no. 38, 40)、無条件での賛意を表しているのは 19 名 (63.3%) にとどまる。対照的に、野生動物のサンクチュアリの必要性については全体で 8 割が賛成、農業従事者にいたっては 16 名 (84.2%) が賛同している。これらの結果から、サンクチュアリは国民の資産としての野生動物を保全する施設としてよりも、人間と野生動物との棲み分けのための施設として歓迎されているに過ぎないと言ってよいのかもしれない。

以上の聞き取り調査結果から以下の点が指摘できるだろう。英系白人の世論は、一方の保護

ロビー、これに対して野生動物の駆除を声高に叫ぶ農業利害というように分裂していたのではないということである<sup>21)</sup>。地域間のバリエーション、さらには農業従事者とそうでない者との差異があるにしても、調査委員会に回答をよせた英系住民の間では、マレー半島全体として、野生動物の保護が差し迫った課題であり、後代へ譲りわたすべき遺産として重要であるという考えは広く受け入れられていたようである。

しかし、その一方で、とりわけ、ペラ、パハン両州の農業関係者が強く主張しているように、野生動物による被害は依然として切実な問題であり、この聴き取り調査がそうした脅威、具体的な被害の実相を訴える場として利用されているという点も否めない。自己の農場が位置する周辺地域においては、野生動物の駆除をやむなしとしつつ、他方で野生動物は全体として英領マラヤにとっての重要な資産であるといういささか矛盾した意見が表明されているのである。この矛盾はおそらく、農場からは遠く隔絶されたサンクチュアリに野生動物を囲い込むことによるのみ解決されるのであろう。このようなサンクチュアリを設営することについて、聴き取りに応じた連合州英系住民の84.5%が賛成し、農業関係者にいたっては86.1%が賛成しているのはそのことの現れである。

## 二

次に、住民の多数を占める非英系住民の見解を検討してみよう。報告書ではかれらの証言は、英系住民のケースのように質問事項ごとに分類されてはおらず、述べられたままに収録されている。それだけに、証言のニュアンスまで伝わり、史料的价值が高いが、以降の表⑤～⑧には、これを要約し、野生動物の増減（英系の場合 Q.8 にあたる）、野生動物による被害体験（同 Q.9）について語った箇所、それに野生動物保護に関する見解が表明されている箇所（同 Q.15 以下 11 項目の回答にあたる箇所）を要点整理したうえで掲載する。

### （一）セラングール州

まず、証言に立った17名の職業分布であるが、この州で目立つのは郡（あるいはその下位行政区分の）長 penghulu<sup>22)</sup> たちであり、その数は9名を数える。次いで、農民 (planter と記載されている) 5名、村長 ketua kampung<sup>23)</sup> 2名などである。サンプルとして少ないながら、郡長というマレー人ながら英帝国行政の末端を担う者が証言者の半数を超えるのはこの州のみである。そして、かれらは野生動物保護について、見解を明示しない1名（回答者 no. 3）を除いて、ほぼ一様にフバックら保護論者の期待する回答をおこなっている。たとえば、次の郡長 (no. 12) などはその典型である。

わたしは Batu 地方の郡長を31年間にわたって勤めて参りました。わたしは Raja Mahmud の甥であります。この地の野生動物は全般的に、そして極めて深刻な程に減少しております。かつてこの地に数多

表⑤ Selangor州 (番号は聴き取り順)		Q8	Q9	保護政策への意見
no.3	penghulu (郡長 =kampong にまたがる 地域の首長)	犀、象、サンバー鹿、マレー野牛 の減少		・中国人ハンターたちがサンバー鹿を狩りに殺していたが、ここ半年ほど、その減少によりみられなくなっている。 ・しかし、かれらによる野ブタ狩りはおこなわれている。
6	forest ranger for 11 years and have veen in the Forest Department for 24 years	サンバー鹿の減少		・サンバー鹿が保護の対象から外れたがゆえに、過度に狩られ、減少している。 ・象も保護の対象から外れて以降、凶暴化し、地域の脅威になっている。
7	planter	かつては野生動物は豊富だった。	水牛による被害の著しい減少	・鹿の保護対象が解除以来の著しい減少。保護されていた時分、一般に目撃されたが農業への被害は少ない。象とともに保護対象に戻すべきだと思う。
12	penghulu	野生動物(象、犀、水牛、虎、サンバー鹿など)の深刻な減少		・サンバー鹿と象が保護除外とされてから、とくにサンバー鹿が著しく減少している。ともに保護対象に戻すべきだ。 ・虎がいなくなったため、野ブタの増加がみられる。 ・保護区は野生動物のために必要だ。
13	penghulu			no.12の見解を支持
14	penghulu			no.12の見解を支持
21	planter	サンバー鹿は地域から姿を消した。	象による著しい被害、野ブタの被害	
22	planter		象による著しい被害	
26	penghulu	野生動物(象、犀、サンバー鹿など)の深刻な減少		・サンバー鹿と象ともに保護対象に戻すべきだ。
27	penghulu			no.26の見解を支持
28	penghulu			no.26の見解を支持
29	penghulu	かつてサンバー鹿が豊富だったが、中国人、タミル人による狩りにより減少した。		no.26の見解を支持 ・サンバー鹿を保護対象に戻すべきだ。
30	penghulu	野生動物は周辺ではほとんど絶滅した。		no.26の見解を支持
45	planter		鹿によるゴムへの被害	
46	former ketua kampong (村長)		サンバー鹿による被害。柵による防衛も効果なし。しかし、その多くは放置された農地だ。	・サンバー鹿はかつてのように保護されるべきだ。
47	ketua kampong	象とサンバー鹿はもはや姿がみられない。		・サンバー鹿は以前のように保護対象リストに復帰すべきだ。
48	planter			・サンバー鹿は以前のように保護対象リストに復帰すべきだ。

いた象、犀、マレー水牛、そして虎は皆、姿を消してしまっております。サンバー鹿と、アオバト Green Pigeon もその数が激減しております。〔中略〕サンバー鹿と象が保護対象リスト schedule から除かれて以来、すさまじい勢いでサンバー鹿狩りがおこなわれております。わたしの管轄する地域では、いまやその姿も見られなくなりました。また、虎がいなくなってしまうことも、野ブタの増加という事態を招いております。

野生動物の減少はこの国の開発と、その結果としてジャングルの木々の伐採がおこなわれたことによるのでしょう。ジャングルが野生動物たちに日々の糧を提供してきたのですから。それに、過度な狩りがさらに状況を悪化させたと思われます。今や、野生動物を狩るスポーツを楽しむことはとても困難になっています。もしも、全ての野生動物が絶滅してしまうようなことが起こったら、それはとても嘆かわしいことだろうと思います。そこで、わたしはライセンス、禁猟期、狩猟可能な動物の成熟度に関する基準について、慎重に法が施行されるのならば、それを歓迎します。サンバー鹿も象も、ともに保護されるべき動物のリストに再掲されるべきだと思います。〔中略〕保護区を設けることも野生動物にとって必要だと思います<sup>24)</sup>。

このように、野生動物保護ロビーが求める見解を表明してみせたのは、郡長らのみならず、聴き取りに応じた17名中13名を占める (no. 6、7、12、13、14、26、27、28、29、30、46、47、48)。農民4名は被害を強く訴えているものの、3名 (no. 21、22、45) は保護政策の是非については口をつぐむ。残り1名 (no. 7) は被害を訴えていながら、「旧来の[29年以前の]制度下でも、サンバー鹿はほどほどに姿が目撃され reasonably common ていましたが、農業に大きな被害をもたらすことはありませんでした。鹿と象は保護対象リストに再掲されるべきだと思います」<sup>25)</sup> としているのである。ただし、このまことに体制翼賛的な公聴会ではあるが、最後に証言をおこなった2名 (no. 46、48) については次のように記されるのみである。「この両名は動物保護法 game law について情報を求めてやってきた。そこで、情報を提供すると、サンバー鹿の絶滅は望まないこと、またその保護されるべきリストへの再掲を望んだ」<sup>26)</sup>。ここに証言者の意見が正確に反映されているかは疑わしい。

セラנגール州の聴き取り結果は、ここにどの程度証言者たちの率直な意見が反映しているか疑問の余地は残るものの、同州の英系白人のそれと似通っている。野生動物の生息域がすでに後退しているというセラングール州に特有の事情がそこに反映していると言えるかもしれない。

## (二) ヌグリ・スンビラン州

この州で聴き取りに応じた非英系住民は57名。ここでも英帝国行政の末端を担うマレー人郡長たちが最大の25名を占め、委員会を主導した保護派側が、かれらから好意的な供述を引きだそうとする意図が窺える。そのほかに、中国系農民5名、マレー系農民5名が主な集団である。さらに、先住民も1名聴き取り名簿に名を連ねているのは興味深い。

聴き取り調査は、前半は委員会の思惑にほぼ沿った形で進む。たとえば、非英系住民として最初の供述を行った農業関連組織 (Agribusiness Development Center) で働く人物 (no. 4) は、次のように述べている。

ヌグリ・スンビラン州に動物保護区が現在設置されていないことを残念に思います。もしもそれが設けられたら嬉しく思うことでしょう。この州のマレー人たちは、野生動物たちがことごとく姿を消してしまうなどという事態が生じたら、ひどく落胆するに違いありません。わたしは象と鹿が保護されるべき動物のリストから除外されたことに心から反対します<sup>27)</sup>。

公聴会は同様の趣旨の供述が積み上げられて後半まで (no. 53) 進んだ。大胆にも、鹿の根絶を望むとした者が1名 (no. 38=プロフィール不明)、象や鹿などの被害を申し立てつつ、保護政策についての意見陳述を差し控えた者が3名 (no. 7、11、20)、サンバー鹿が目撃されなくなったことを嘆きつつも、「狩り=スポーツの機会が損なわれた故に落胆している」<sup>28)</sup> のだと供述した Lenggengn の副郡長 (no. 42) など、かならずしも全面的に委員会の期待に沿うものではなかった。しかし、圧倒的多数は、保護ロビーの求める方策、考え方に同意を示したのであ

表㊦Negri Sembilan州 (番号は聴き取り順)		Q8	Q9	保護政策への意見
no.4	A.D.C.to H.H	野生動物の著しい減少	ほとんど見られない	・保護区の創設には大いに賛同する。 ・野生動物の商業利用には強く反対する。 ・マレー半島からの野生動物の消失という事態が生じたら、嘆かわしいことと思う。また野生動物は後代への遺産として保護されるべきだ。
6	penghulu	野生動物の著しい減少は明らか。	鹿、ヤマアラシ、野ブタによる被害。とりわけ、野ブタのそれが深刻だが、その頭数は鹿によって抑制されている。	・このままならば野生動物、とりわけ鹿類の絶滅が現実化するだろう。
7	motor-car driver	マレー水牛とサンバー鹿の著しい減少	象と鹿の被害	・虎は危険なので根絶されるべきだ。
8	penghulu	周囲には野生動物がいなくなった。		・次世代のために、なんらかの保護措置が必要だ。
9	penghulu			・鹿の保護解除措置には反対である。
10	penghulu	green pigeonの減少	猿、野猿、鹿、ネズミによる農業への被害(柵で防げるだろう)	・no.9に賛同
11	penghulu	野生動物の全般的な減少	米とゴムへの野ブタ、ネズミ、鹿による深刻な被害	
12	penghulu	鹿へのよそ者によるハンティングの増加		・以前の鹿の保護措置に回帰すべきである。
13	penghulu			・no.12に賛同
14	lembaga(村長)			・野生動物に関心(狩りの)があり、保護されるべきである。
15	lembaga			・no.14に賛同 ・鹿狩りの経験があり、野生動物は保護されるべきである。 ・野生動物の根絶は残念なことだ。
16	lembaga	サンバー鹿の激減。よそ者によるハンティングの結果だ。		・野生動物に関心があり、保護されるべきである。 ・鹿について、かつての規制の仕方に回帰すべきである。そのことは村になんら被害をもたらしては来なかったし、そのことについて、苦情を言ってきた村人も皆無だった。
17	lembaga			no.16に同意
18	lembaga			no.16に同意
19	lembaga			no.16に同意
20	planter(中国系)		サンバー鹿によるゴムへの被害	・柵の方が銃による駆除よりも効果的
21	planter(中国系), justice of peace		ゴムのプランターだが、象はやってくるものの被害はない。	・保護区の必要性について賛同 ・柵と手入れを行き届かせることで、野生動物の被害は防げる。
22	planter(中国系)			no.21に同意
23	planter(中国系)			no.21に同意
24	planter(中国系)			no.21に同意
25	planter(中国系)			no.21に同意
26	planter(中国系)			no.21に同意
27	settlement officer		鹿による米への被害。柵で防御可能だが、野ブタはそうはいかない。	・以前の鹿の保護措置に回帰すべきである。 ・虎の頭数は少ないが、野ブタの増加を防ぐ効果があるので、村人は駆除をしない。
29	penghulu	象、マレー水牛は皆無。鹿の数も規制解除により激減している。		・旧来の規制で作物保護は十分だった。 ・鹿に対する規制解除措置でサンバー鹿が殺されていくのは残念だ。
33	penghulu	野生動物に関心(狩りの対象として)があるが、減少しているのは残念だ。		・鹿の保護解除措置には反対、旧来の規制を復活させるべきである。 ・野生動物が駆除されるのは残念だ。
34	lembaga			no.33に同意
35	assistant penghulu	この地域から鹿、象はいなくなりました。	鹿の被害を言い立てる者が多いが、柵で覆うのを怠っているだけだ。	・以前の鹿の保護措置に回帰すべきである。
36	assistant penghulu	かつて多数いたサンバー鹿も数頭になってしまった。		・野生動物の殺戮は嘆かわしく、そのような事態が生じるのを恐れる。
37	assistant penghulu	26年以降、サンバー鹿はいなくなりました。		・5年間、サンバー鹿の狩りを禁止すべきである。
38	?	かつて多数いたサンバー鹿はもはやいなくなりました。		・サンバー鹿は貧しい村を荒廃させるので、根絶されるべきである

	Q8	Q9	保護政策への意見
39	penghulu	サンバー鹿の狩りすぎによる激減、このままではすぐに根絶されるだろう。	・5年間、サンバー鹿の狩りを禁止すべきである。 ・家畜を襲う虎は駆逐すべきだが、そうでないなら、野ブタ頭数制限のために放置しておくべきである。
40	assistant penghulu		no.39に同意
41	conductor of the estate	かつてはサンバー鹿は豊富にいたが、現在はなくなっている。他の野生動物も減少している。	・5年間、サンバー鹿の狩りを禁止すべきである。
42	assistant penghulu	ここ4年間、サンバー鹿に出会っていない。	・すべてのサンバー鹿がいなくなるのは、村人の良いスポーツの機会を奪うことになるので残念である。 ・6、7年間、サンバー鹿の狩りを禁止すべきである。
43	penghulu	8年前までいたサンバー鹿は地域から姿を消した。	・サンバー鹿の保護解除措置は過ちである。
44	head game ranger	保護解除以降、鹿は激減している。	・鹿の根絶は間近である。 ・10年ほど、サンバー鹿の狩りを禁止すべきである。 ・マラヤの野生動物が失われることは不名誉なことである。 ・保護区の創設は不可欠である。
45	member of Negri Sembilan State Council	野生動物は激減している。とくにサンバー鹿とgreen pigeon.	・保護区の創設に賛同する。 ・マレー半島からの野生動物の根絶は嘆かわしく、それらは後代の財産として保全されるべきである。
46	penghulu		no.45に同意
53	formerly penghulu	近年、野生動物の著しい減少が見られる。	・虎の存在が野ブタの頭数抑制に役立つとは思わない。
54	penghulu	鹿のゴムへの深刻な被害。	・貧困な栽培者は柵を設ける余裕がない。 ・この国の財産である野生動物が駆逐されるのを見るのは残念だけれども、耕作地の保護もおこなわれねばならない。 ・旧制度への回帰は私の村の人々にとって苦難をもたらすだろうが、とはいえ、現状が続けば鹿の根絶という結果もたらされるだろう。
55	penghulu	象のココナツツへの深刻な被害	・旧制度への回帰は歓迎しない。象が耕作地に侵入する前に狩る権利が保たれるべきである。サンバー鹿も殺傷への被害を考えると保護されるべきではない。柵を設けること自体が村民には困難である。 ・サンバー鹿は根絶されるべきである。
56	penghulu		no.55に賛同 ・現行制度に賛成である。 ・貧しい農民には柵を設ける資力も時間もない。
57	penghulu	サンバー鹿による被害	・マラヤからの鹿の根絶を願う。 ・村民の多数は貧しく、柵を設ける余裕がない。 ・耕作に被害を与える野生動物はすべて根絶されるべきである。
58	penghulu	かつて被害をもたらしたサンバー鹿の減少。	・ライセンスによらない鹿肉の販売には反対。 ・鹿の絶滅は回避されねばならない。そのための禁猟期設定の必要性。
59	penghulu	サンバー鹿はかつてほど潤沢ではなくなっている。野牛も象も見なくなっている。	・旧制度への回帰を望む。なぜならば、野生動物は美しく、危機に瀕しており、食糧としても、娯楽のためにも重要だからだ。
60	planter		
61	planter	ゴムと米作への多大な被害を申し立てるためにやってきた。	・no.59の村の者なのだが、柵を設けるには貧しすぎるのだ。
62	rice planter	サンバー鹿、象による被害。	・サンバー鹿の地域からの駆除を望む。 ・野生動物は好きだが、耕作の妨害をする動物の保護には反対する。
63	labourer	象による被害	・象の根絶に賛成する。 ・鹿の保護措置も全面的に解除されるべきである。
64	rice and rubber planter	象による深刻な被害	・象、鹿による現行制度を支持するが、広大な森林や国有地がある限り象や鹿の根絶は不可能である。
65	undang (郡長)		・野生動物を好むし、人間と動物との共存を図るべきだ。 ・虎も家畜を襲わない限り保全されるべきだ。
66	tradesman	野生動物の被害を受けるのは農地の管理が行き届いていないからだ。	・過去の規制制度への回帰を望む

		Q8	Q9	保護政策への意見
67	dato chinchang(貿易商)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿肉の販売に反対</li> <li>・旧制度への回帰を望む。旧制度の下でも村人には損害はなかった。</li> <li>・虎にも野ブタ頭数制限という効用あり。</li> </ul>
68	penghulu			<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧制度では農業関係者の保護には不十分</li> <li>・現行の制度の下で野生動物の根絶という事態が引き起こされるとは思わない。</li> <li>・柵を設けるのは、貧しい者には時間的にも経済的にも困難である。</li> </ul>
69	rubber dealer		鹿による被害	
70	shop keeper		no.69に同意	
71	orang			<ul style="list-style-type: none"> <li>no.65に同意</li> <li>・現在のようなハンティングが続けられれば、野生動物のストックが再び満たされることはないだろう。</li> </ul>

る。Johol から移住し、村長をつとめる男 (no. 16) などは、29年の措置以前の状況に回帰すべきであり、その時代でも「なんら[野生動物がもたらす]困難などなく、村の住民で苦情を言い立てていた者などいかなかったのです」<sup>29)</sup>とまで言い切っている。この州の警備隊長 head game ranger (no. 44) をつとめる証言者にとって、「マラヤの野生動物が失われてしまうという事態は、この国にとっての恥辱 disgrace」<sup>30)</sup>であり、また、Setul の郡長 (no. 33) は、「野生動物が地上から一掃されてしまうなどということが起これば、それは世界があたかもむき出しの肌をさらすようなものだ」<sup>31)</sup>と、独特の表現で保護を支持している。

しかし、このような委員会にとって好ましい状況は、非英系住民として40番目に登場した郡長 (no. 54) の証言から変化を見せることになる。

わたしは Kuala Klawang と Ulu Tiang の郡長を20年つとめて参りました。わたしは野生動物に関心があります。しかし、ここでは鹿が作物栽培にとって主要な敵であります。〔中略〕鹿はゴムの若芽を傷つけます。貧しい人々は鹿よけの柵を設けるなどということができません。それはかれらにとって困難に過ぎるのです。鹿たちが一掃されるという事態が起きるのは残念なことです。なぜなら、この国にとってかれらは装飾品 ornament であるからです。しかし、作物の栽培は守られねばならないのです。〔中略〕旧制度に立ち返ることは、わが村の人々にとって苦難をもたらすでしょう。とはいえ、現在の状況が続けば、鹿の絶滅という事態は起こりうるでしょう<sup>32)</sup>。〔以下略〕

最後の箇所では保護派に譲歩しつつも、この郡長にとって供述の力点は作物栽培の保護が第一であり、国の「装飾品」に過ぎない野生動物は、その限りにおいて保護されるべき点とする点にある。また、フバックらが強く推奨した柵の設置は、経済的に余裕のある英系プランテーションなどでは可能だとしても、零細経営のマレー農民には不可能であると批判している。この証言以降、堰を切ったかのように保護政策により否定的な供述が続くことになる。まず、象やサンバー鹿を保護対象リストから除外した現行制度を全面的に歓迎する主張 (no. 55, 56) にはじまり、マラヤから鹿や象が一掃されることを願うもの (no. 55, 57, 63) まで、マレー農民のみならず、支配層であるイギリス人とマレー人の境界に位置する郡長らからも不満が噴出するのである。また、委員会の希望に沿った回答を郡長がおこなったにもかかわらず、付き添われて



やってきた領民が直ちにそれを否定するという、いささか混乱した事態も生じている。サンバ一鹿などによる被害はまれなことに過ぎず、むしろ「美しく、楽しみの対象である」野生動物が危機に瀕しているが故に、旧制度への回帰を願う<sup>33)</sup> などという教科書通りの証言を Ulu Klawang の郡長 (no. 59) がおこなったのを、果たしてその場で聴いていたのか定かではないが、その直後に、その地域の農民二名 (no. 60、61) が登場して、次の証言をおこなっている。

わたしらは Ulu Klawang の農民であります。わたしらの郡長が、野生動物による被害を受けている者はみなここへ来て、証言をすればよいとおっしゃるので、やってきた次第です。わたしらはゴムと、米を複数の畑で作っているのですが、野生動物の襲撃から同時にそれらを守るのは無理な話です。郡長のおっしゃることに同意しますが、わたくしどもは貧しすぎて、柵もこしらえられんです<sup>34)</sup>。

郡長に同意すると述べながら、全く逆の趣旨の証言をしているのである。このようにいささか混乱をみせた公聴会の後半であったが、マレー人の自然へのバランス感覚、それに由来した野生動物保護の姿勢を見いだせる証言もある。たとえば、商人 Dato Dagang を名乗る証言者 (no. 66) の供述は興味深い。まず、野生動物への関心、その姿を見ることの楽しさを述べた後、鹿などに襲撃をされるゴム園などは、雑草の除去などの管理が行き届かないことに原因があるのだと断じた後、次のように述べる。

〔略〕わたしが野生動物を好きなのは、かれらがジャングルの状況を改善してくれるからなのです。ジャングルに適切に野生動物が保たれて stocked いれば、蚊がジャングルを離れ、人間を刺すなどということは起こらないでしょう。神は人間と獣をお造りになりました。被造物である獣は、わたしたち同様、その食糧を探し求めねばなりません。かれらがその適切な生息地から出ずにいれば、かれらに害する行動をとる必要などないのです。〔中略〕わたしはマレー野牛も象も、虎も好みます。かれらは、ジャングルの中で良き行いをしているのです。ちょうど人間がその外で行っているように。虎も野ブタの数を抑制してくれますし、象が悪さをするのは傷つけられたときのみなのです<sup>35)</sup>。〔以下略〕

この後、この商人の男は、現在のような無制限の狩りがおこなわれるのは過ちであり、ライセンス所持者のみにハンティングを許可していた旧来のやり方に戻るべきだと主張する。彼は、自然界のバランスが乱されつつある現況を嘆いて、野生動物の保護を主張しているのである。

この男の直前に、先住民を一人ともなって登場した郡長 Undang (ヌグリ・スンビラン州固有の伝統的首長主張の呼称。Penghulu と同等) の供述 (no. 65) も似通ったある種の倫理観に裏打ちされたものである。

わたしは28年間 Jeblu で郡長をしまりました。わたしは野生動物と人間双方の保護をおこなうべきだと考えます。そして、双方が守られる方策をなんとか見つけられないかと願っております。〔中略〕あと4、5年で、商業化とハンティングによって鹿たちはと一掃されてしまうでしょう。わたしはこれに強く反対します。〔中略〕虎たちは家畜を襲うようにならない限り、そっとしておいてやるべきだと考え

ます。豊かな者は貧しき者を貪るべきではありません。偉大なる者は身分の低い者を傷つけてはいけません。同じように、人間も獣を抑圧してはならないのです<sup>36)</sup>。〔以下略〕

この郡長に伴われた先住民の男 (no. 71) もまた、「止むことなくおこなわれるハンティングで、野生動物の数が再び満たされることはないでしょう」<sup>37)</sup>と証言している。こうして、ヌグリ・スンビラン州での聴き取りでは、最後にやや落ち着きを取り戻したものの、セランゴール州に見られなかったような批判が、全体では少数であるものの表明されることになった。白人の圧力団体のようなロビー活動はままならないものの、地域のリーダーを通じて、あるいは直接、自らの苦境をマレー人たちはこの機会に申し立てているのである。

結局、この州で野生動物保護に関して自らの見解を表明したのは、57名中50名にのぼる。そのうち、強弱はともかく、保護政策に批判的な意見を述べた者は11名に過ぎない。しかし、かならずしも意見を述べなくとも、野生動物の被害についての個人的経験を申し立てたものも5名いた。批判的意見を述べたのは、農民4名 (no. 60、61、62、64)、馬道敷設に携わる労働者 (no. 63)、職業不詳の者 (no. 38)、そして、なによりも地域のリーダーである5名の郡長たち (no. 54、55、56、57、68) の姿がそこにあった。同じ社会層に属する他の18名が保護論者の求める回答に沿った供述をおこなったのと比して、かれらの存在は際立っている。

他方、野生動物保護を支持した者たちの中に、委員会の見解からは自立した独特の自然観を見いだせるのも興味深い。また、セランゴール州の公聴会とは異なり比較的率直な意見が述べられていく中で、それでもマレー人の多数は保護の理念に賛意を示している。少なくとも、野生動物の価値を理解し、その保護を望み、それを担いうるのが (英系) 白人のみだとするバックラ保護ロビーが抱く傲岸な見方は修正されるべきだろう。

### 三

#### (三) ペラ州

聴き取りに登場したのは連合州最多の97名である。そのうち31名は、魚類や河川についての情報提供に終始し<sup>38)</sup>、野生動物に関して何の情報も意見も表明していないので、ここでは対象外とし、検討対象とするのは残りの66名である。この中で、マレー人農民は31名を数え、最大のグループを構成する。次にみるパハン州とともに、農地開発と森林伐採が進行しつつあったこの州では、その過程でマレー人農民と野生動物との衝突は前二州よりも激しいことが予想され、農民の多くがこの聴き取り調査を異議申し立てに利用したのだらうと推察される。次いで多いのは郡長 (副郡長4名を含む) 23名、かれらよりも農民の立場に近い村長が5名、中国系住民も2名、さらに先住民部族の長 headman of the Grik Sakai を名乗る人物などがその中に含まれる。

Report of the Wild Life Commission: vol.I. General Survey, 1932, pp.209-224 から作成

表⑦Perak州 (番号は聴き取り順)		Q8	Q9	保護政策への意見
no.3	assistant penghulu	野生動物に増減は見られない。	象による先住民への被害。しかし、マレーの村人に被害はない。	・被害をもたらすサンバー鹿は根絶されるべきだ。それほどの程度の時間がかかるのかはわからないが。 ・サンバー鹿を保護するのは、財産を守る権利が保持されてからだ。 ・政府が象のコントロールに責任を持つべきであり、入植地の住民の財産の保全のために直ちに援助を与えるべきだ。
4	planter			・サンバー鹿が保護リストに回帰してしまうと、何が起るやら見当がつかない。
5	planter			no.4に同意
6	planter			no.4に同意
7	planter			no.4に同意
8	planter			no.4に同意
9	planter			no.4に同意
10	planter			no.4に同意
11	planter			no.4に同意
12	planter			no.4に同意
13	planter			no.4に同意
14	penghulu			no.3に同意
15	game ranger	象が保護対象から外されてから減少している。犀も姿が見られなくなった。		・現状が続けば、ペラ州から1年程度でサンバー鹿は駆逐されてしまうだろう。 ・サンバー鹿の被害は、プランターによる農園の手入れ不足によるものだ。 ・象は絶滅に瀕しており、保護対象に戻されるべきである。 ・サンバー鹿の減少で自然界のバランスが崩れ、そのために虎による家畜への被害が増えている。
20	former penghulu (26の父親)	犀や象の減少。水牛もハンターや先住民の捕獲により著しく減少した。	水牛による農業への被害はほとんどない	・特別な保護区を設けなければ大型動物は死に絶えるだろう。 ・しかし、象とサンバー鹿の保護対象リストへの復帰には反対である。 ・サンバー鹿は根絶されるべきである。
26	penghulu	かつて地域にたくさんいたサンバー鹿は5、6頭になってしまった。		・孫たちがサンバー鹿を見ることが出来るか疑問だ。適切で合理的な野生動物の保護措置が講じられるべきだ。
30	rubber and fruit planter	象などの野生動物の著しい減少	ゴム栽培へのサンバー鹿の被害は小さいが、象のそれは深刻だ。	・サンバー鹿の無制限の増加への制約は必要だが、何らかの保護も必要だ。 ・象やサンバー鹿の根絶は誤りだが、害をもたらすものは、有資格者によって駆除されるべきである。 ・虎が増加している。野ブタの頭数を抑えるのに有用だが、人間にとっても危険だ。
31	ketua kampong (村長)		象による米、パナナ、パイナップル、サトウキビ、タビオカ、ゴム栽培への被害。	
32	planter		象の恐怖	no.31に同意
33	planter			no.31,32に同意
34	planter			no.31,32に同意
35	planter			no.31,32に同意
36	planter			no.31,32に同意
37	planter			no.31,32に同意
38	planter			no.31,32に同意
39	planter			no.31,32に同意
40	planter			no.31,32に同意
41	planter			no.31,32に同意
42	planter			no.31,32に同意
43	planter			no.31,32に同意
44	planter			no.31,32に同意
45	planter			no.31,32に同意

		Q8	Q9	保護政策への意見
46	planter			no.31.32に同意
47	planter			no.31.32に同意
48	planter			no.31.32に同意
49	Sanitary Board lorry driver	サンバー鹿が減少しているとは思わない。	象の被害は大きい。	・サンバー鹿の根絶という事態は起こらないと考える。また、サンバー鹿の狩りの全面禁止には反対する。
50	planter	サンバー鹿の大幅な減少	サンバー鹿はかつて被害を及ぼしたにすぎない。象の被害も深刻ではない。	・サンバー鹿の保護対象リストへの復帰には賛成する。現状では絶滅は免れない。
51	assistant penghulu	マレー水牛の姿が見られなくなった。サンバー鹿も減少している。		・サンバー鹿の保護対象リストへの復帰には賛成するが、全土での絶滅は考え難い。 ・個人的には目撃したサンバー鹿を撃ち続ける。
57	penghulu	野生動物の全般的な減少。とくにサンバー鹿の絶滅は起こりうるだろう。マレー水牛は目撃されている。	象の被害について、村人の訴えがある。	・サンバー鹿の根絶などという事態は起こってほしくない。 ・象の被害も保護リストから外され、無差別の狩りが行われているからだ。旧制度への回帰を望む。
58	ketua kampung			no.57に同意
59	penghulu			・no.57に同意。群れを離れた凶暴化した象のみを殺戮すべきである。 ・象の保護を望む(ハンティングを続けたいがため)
60	rice planter	個人的にハンティング好きだが、野生動物、とりわけ大型動物は大幅に減少している。過剰な狩りが様々な地域でサンバー鹿の根絶を引き起こしている。		・サンバー鹿が保護リストから外されたので、頭数減により捕まえる機会を失い、残念だ。 ・象もサンバー鹿も保護リストへ復帰すべきだ。
62	merchant and estate owner (中国系)	変化は生じていない。	ヤマアラシ、象、サンバー鹿、野ブタによる深刻な被害。	・被害をもたらす野生動物種の根絶という考えには反対。 ・野生動物のサクチュアリを作るのには賛同するが、作地から遠く離れた箇所であるべきだ。 ・マレー半島から大型野生動物が駆逐されるような事態は嘆かわしいと思う。またそれらは後世に残すべき遺産だと思う。
67	penghulu, former settlement officer	地域ではサンバー鹿の姿がみられなくなった。		
68	penghulu	地域ではサンバー鹿の姿がみられなくなった。	猿、リスの被害大。野ブタ、ヤマアラシの被害も	
71	penghulu	サンバー鹿、小ガモは周辺地域から駆除された。マレー水牛、犀も目撃されなくなった。		
72	penghulu	象が多く目撃される。他に、数頭のマレー水牛、犀も。		・象とサンバー鹿の保護対象リストへの復帰に賛成する。
73	penghulu	サンバー鹿が地域にはいなくなった。		・食糧を供給する全ての野生動物は保護されるべきである。しかし、被害をもたらす個々の動物は、それが何であれ駆除されるべきである。 ・象とサンバー鹿の保護対象リストへの復帰に賛成する。
74	penghulu		象による断続的な被害	・象の駆除は専門家によって慎重に行われるべきだ。 ・象とサンバー鹿の保護対象リストへの復帰に賛成する。
75	penghulu			他のpenghuluの意見に賛同する。
76	penghulu			他のpenghuluの意見に賛同する。
78	game ranger, former belonged to the Forest and Survey Department	サンバー鹿のハンティングが頻繁に行われている。	象による被害	
79	penghulu	虎は増えているが、他の野生動物は変わらない。		・虎は野ブタの頭数削減に役に立っている。 ・穀物への保護と自己防衛の権利が認められるのならば、旧制度への回帰を歓迎する。 ・不十分な武器使用による象の凶暴化がもたらされないよう、政府は象の頭数制限をおこなうべきだ。
80	settlement officer	魚類についての情報のみ		
81	ketua kampung	魚類についての情報のみ		
82	ketua kampung			no.81に同意

		Q8	Q9	保護政策への意見
83	ketua kampong			no.81に同意
84	ketua kampong			no.81に同意
85	ketua kampong			no.81に同意
86	ketua kampong			no.81に同意
87	ketua kampong			no.81に同意
88	ketua kampong			no.81に同意
89	ketua kampong			no.81に同意
90	ketua kampong			no.81に同意
91	planter			no.81に同意
92	ketua kampong			no.81に同意
93	planter			no.81に同意
94	planter			no.81に同意
95	planter			no.81に同意
96	planter			no.81に同意
97	ketua kampong			no.81に同意
98	ketua kampong			no.81に同意
99	ketua kampong			no.81に同意
100	ketua kampong			no.81に同意
101	ketua kampong			no.81に同意
102	penghulu			no.81に同意
103	assistant penghulu			no.81に同意
104	assistant penghulu			no.81に同意
105	forest guard			no.81に同意
106	forester			no.81に同意
107	penghulu			no.81に同意
108	ketua kampong			no.81に同意
109	penghulu			no.81に同意
110	former penghulu			no.81に同意
111	penghulu	マレー水牛の姿をしばしば目撃する。象も見られるが、犀は見られなくなった。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・象や鹿が根絶されるのを望まない。</li> <li>・野生動物の被害は有り、村人はかれらを怖れてはいる。しかし、被害をもたらしている動物を駆除することが可能ならば、村人は旧来のライセンスによる制度に復帰するのを歓迎するだろう。</li> <li>・不十分な武器しかもたぬ村人が象を撃つのは好ましくない。凶暴化したはぐれ象は政府がコントロールすべきである。</li> </ul>
112	penghulu			no.111に同意
113	shopowner(中国系)		サンバー鹿による被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物を好まない。また、被害を与えることがあれば駆除されるべきだ。</li> </ul>
114	headman of the Grik Sakai	マレー水牛も犀もみかけなくなった。象はしばしばやってくる。	サンバー鹿による被害	
121	Malayan civil service, former member of Pahang State Council	野ブタとリスを除き、動物も鳥類も全般的に減少している。	野ブタによるココナッツや米への深刻な被害。サンバー鹿によるゴムへのわずかな被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害をもたらしている当該の動物の全面的な駆逐には反対する。</li> <li>・サンバー鹿と象を保護リストから外した決定を妥当だとは思わない。</li> <li>・野生動物の肉、トロフィの売買は制限されるべきである。</li> <li>・野生動物のサンクチュアリを創設するのは必要だ。</li> <li>・マレー半島から野生動物が駆逐されることは嘆かわしい。また、野生動物は後世の人々への遺産として保護されるべきだと考える。</li> <li>・農業経営者が、作物保護の権利を行使するのに十分な施設、器具を利用するのを政府が妨害してはならない。</li> <li>・政府は、小土地経営者が野生動物によってもたらされる深刻な被害に対処するのに必要な援助をおこなうべきである。</li> </ul>
122	small holder(スマトラ系)	鹿も虎もない。	象によるココナッツ、フルーツへの被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・51人のスマトラ系マレー人小土地経営者を代表して来ている。</li> <li>・象を大声を出して追い払っている。</li> </ul>
124	penghulu, former inspector on irrigation scheme	大型野生動物はほとんどいなくなった。野ブタなどが時折やってくる程度だ。		

		Q8	Q9	保護政策への意見
125	ketua kampong		野ブタによる米への被害。そのせいで、村人たちは米栽培を躊躇い始めている。	
126	assistant penghulu			no.124,125に同意
127	ketua kampong			no.124,125に同意
128	assistant penghulu			no.124,125に同意
129	ketua kampong			no.124,125に同意
131	penghulu	かつてしばしば訪れていた象、マレー水牛、犀は見られなくなった。	サンバー鹿、野ブタの被害は大きい。が、柵を作ることはしていない。	13名のマレー人が賛同
132	penghulu	象、サンバー鹿はよく見られるが、マレー水牛は目撃されていない。	象による米作への被害	

さて、ペラ州での聴き取りは、セランゴール州でみられた予定調和的な雰囲気とは対照的な始まり方をみせた。Ulu Berman の副郡長を名乗る男が、周辺地域の農民10名を引き連れて口火を切ったからである (no. 3)。

〔略〕わたしは野生動物の数に大きな変化があったなどは認識しておりません。象がしばしばやってきて先住民に被害をもたらしていますが、わたしどもの村では象による大きな被害はありません。〔中略〕サンバー鹿が完全に一掃されるまでにあとどれだけの時間が残されているのかわかりませんが、害をおよぼすサンバー鹿は根絶されてしかるべきです。すべてのサンバー鹿が根絶されれば良いとまでいうつもりはありませんが。現在の状況の下でかれらは危機に瀕しているのでしょう。しかし、わたしが申し上げたいのは、かれらに保護を与えるのは、あくまでも財産を守る権利が認められてからにしたいということです。〔中略〕象の頭数コントロールは政府が責任をもって欲しいと思います。そして、入植地の人々の財産を守るためにただちに援助が行われるべきなのです<sup>39)</sup>。

近隣の Behrang Ulu からやってきたという農民 (no. 4) は続いて次のように述べる。

サンバー鹿が保護されるべき動物のリストに復帰するなどということが起きた場合、どのようなことが起こるのか見当が付きません。わたしは、それを知りたくてやってきたのです<sup>40)</sup>。〔以下略〕

続いて、4年間、野生動物保護警備官 game ranger を勤めてきた人物 (no. 15) が証言にたつ。当然のことながら、サンバー鹿、象が保護対象から外されたことによって著しい頭数減少が生じていること、とりわけ象が絶滅の危機に瀕していることを申し立てる<sup>41)</sup>。しかし、この証言で委員会側が一息ついたのもつかの間、これを真っ向から否定するかの如く、公聴会会場から3マイル離れた村の長 (no. 31) に率いられた17名もの農民の団 (no. 32~48) がやってきて、象の著しい被害、恐怖について語る。さらに、Bagan Datoh の元郡長 を名乗る男 (no. 20) は、サンバー鹿と象を保護対象リストに戻すことに反対を表明し、さらに「サンバー鹿が根絶されることを望む」とまで主張する。これに対して、現郡長職にあるその息子 (no. 26) がやってきて、「このままではわたしたちの孫たちがサンバー鹿を見ることができなくなるのではな

いか」、「野生動物に適切で理にかなった保護策が提供されるべき」<sup>42)</sup> だなどと述べ、その場をあわててとりなす。状況はいささか混乱し、ペラ州での聴き取りは、少なくとも調査委員会にとって望ましくない方向へと進みつつあった。

中盤以降、聴き取りは落ち着きを取り戻す。徐々に保護派に賛意を表する証言が増えてきたからである。しかし、そうした人々の言い分も、必ずしも保護ロビーの意に沿ったものとは言いがたいのである。たとえば、Sungkai の副郡長 (no. 51) はつぎのように言う。

〔略〕サンバー鹿の数は減ってきているように思われます。サンバー鹿のための禁猟期設定は必要でしょうが、その絶滅などという事態は起こりそうに思えないのです。なぜならば、サンバー鹿はマラヤの至るところに生息しているからです。しかし、現在の規制のやりかたが続けば、あらゆる種類の鹿、それが雌であろうと未成熟のものであろうが、見境なく撃ったところで、非合法ではないのです。わたしも個人的には見かけた鹿ならばなんであれ撃つことでしょう<sup>43)</sup>。〔以下略〕

サンバー鹿の減少を防ぐためには禁猟期を設けるなどの制限は必要だとして保護派寄りの主張をしてみせるものの、この副郡長にとって、マラヤ全土でサンバー鹿が絶滅するおそれがあるなどというのは幻想にすぎない。また鹿はあくまでスポーツの対象であって、その資源保持のための制限を主張しているに過ぎないように見える。保護派とは異なる理由で動物の保護を求める意見は Batu Kuran の米作農民 (no. 60) にも見られる。

〔略〕野生動物、とりわけ大型の動物は著しく減少しております。行き過ぎたハンティングにより多くの地域で、サンバー鹿は事実上一掃されてしまったのです。わたしもかつて、毎年、鹿狩りのライセンスを取得し、鹿を捕まえたものです。しかし、今や、サンバー鹿が保護されるべき動物のリストから除かれて以来、鹿を捕まえることは難しくなりました。〔中略〕わたしはサンバー鹿と象のために、旧来のやり方に戻ることを望むものです<sup>44)</sup>。〔以下略〕

また、調査委員会の意向にそった形で保護の必要性を主張したとしても、いくつかの条件をつけた上で同意しているに過ぎないケースも多く見られる。Temengor の郡長 (no. 111) は次のように述べる。

わたしは象や鹿が根絶されるという事態が訪れないことを望むものです。野生動物たちはかつて被害をもたらし、わたしの領民たちは、それを撃つことで訴訟に巻き込まれることをなにより怖れていました。もしも、被害をうけた場合、その動物たちを撃つてもよいのだということが明示されるならば、領民たちはライセンスによって狩りを制限してきた旧来の制度に回帰することを歓迎するでありましょう。十分な武器をもたない村人が象を撃つことを好ましいこととは思いません。また、凶暴化したはぐれ象が出現した場合、政府がこれに対処すべきだと考えます<sup>45)</sup>。

フバックらが望むように、29年以前の制度への回帰に賛同はするが、そこに二つの条件をつ

きつけているのである。この証言は29名ものマレー住民（かれらは証言者としてカウントされてはいない）の意見を代表していると報告書には記されている。パハン州評議会の元メンバーであり、マラヤ高等文官に名を連ねるエリートである Mahumud bin Mat という人物（no. 121）もまた、マレー半島から大型野生動物が駆逐されることは嘆かわしく、またそれらは後世代への遺産として保護されるべきだとし、サンバー鹿と象を保護リストから削除した連合州政府の措置を批判する。しかし、「農場経営者が、作物を保護する権利を行使するのに十分な施設、器具を利用するのを政府が妨害してはならない」こと、さらに「政府は、小土地農民が野生動物によってもたらされる深刻な被害に対処するのに必要な援助をおこなうべき」<sup>46)</sup> ことなどを付け加えることを怠らない。

ペラ州での聴き取りの結果は次の通りである。野生動物保護の是非について自らの見解を表明したのは66名中34名にとどまった。しかし、直接的であれ、間接的であれ、批判的見解を示したのは16名で、数的に賛同派に拮抗する。その内訳は農民11名（no. 4～13、30）、郡長3名（no. 3、14、20）、中国系の商店主（no. 113）、変わったところでは衛生局トラック運転者（no. 49）である。他方、賛成派の中心はここでも郡長たちで、12名を占める。しかし、その中で全面的な賛意を示したのは4名（no. 26、57、59、72）にすぎない。野生動物による被害を訴えつつも支持した者は3名（no. 74-76）、条件つきで是とした者は4名（no. 73、79、111、112）、委員会をリードする保護派とは異なる観点から賛成した者が1名（no. 51）おり、むしろ郡長らの意見は領民たちの視線に配慮して割れていたと言った方がよい。くわえて、自らの見解を示すにいたらずとも、野生動物の被害を申し立てた者が29名いる。これらを総合すると、ペラ州の公聴会は、保護論支持の世論形成に明らかに失敗していると言わざるを得ないのである。

#### （四）パハン州

委員会が非英系住民の保護世論の形成にもっとも苦慮したと思われるのはパハン州である。ここでは53名の住民が聴き取りに応じたが、そのうち野生動物についての情報を含まない3名の供述は検討しない。マレー人農民は22名で、ペラ州と同様に、ここでも最大のグループを形成する。続くのは郡長13名と村長2名のマレー社会の有力者たちである。ここでは中国系の住民が3名登場し、重要な情報を提供している。インドネシア系の住民も聴き取りに応じているが、先住民についての証言に終始し、残念ながら野生動物についての情報はない。

パハン州での聴き取りは、当初から委員会の期待にそった証言と、そうでないものが入り混じって進行する。最初に登場した Ulu Tembeling 地方（Jerantut 郡の一地域）の郡長<sup>47)</sup>

（no. 2）の証言は重要であったろう。というのも、この地方の一部にタマンネガラ国立公園の原型となるグナン・タハン Gunang Tahan 保護区が置かれていたからである。まず、冒頭で「わたしの見たところでは、野生動物は減少などしていません」と述べ、この地域がサンクチュアリとしてふさわしいとする供述が引き出される。しかし、いささか唐突に、冒頭の陳述と矛盾する証言が続く。



表㊸Pahang州 (番号は聴き取り順)		Q8	Q9	保護政策への意見
no.2	penghulu	野生動物は減少していない。犀は周辺地域から姿を消した。おそらく先住民による狩りが原因だろう。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿と象を保護対象リストに復帰させるのは賛成</li> <li>・サンバー鹿は根絶さるべしという考えは間違っていたが、保有地に害をなす動物は駆除すべきである。</li> <li>・とはいえ、狩り目的で保有地外に行くのはライセンスで制限されるべきである。</li> <li>・不十分な武器で象を撃つのは脅威を増すだけだ。</li> <li>・象の統制制度を見直すべきだ。</li> </ul>
5	penghulu	サンバー鹿の減少		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンバー鹿は食糧として重要だから、保護されるべきである。ただし、農業従事者の権利が尊重されることだ。</li> <li>・サンバー鹿のサンクチュアリを設けるという考えには賛同する。</li> </ul>
6	planter			no.5に同意
7	Imam			<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンバー鹿は有用だから、保護されるべきである。</li> <li>・しかし、土地所有者は被害を与える動物なら何であれ駆除するのを許されるべきだ。</li> <li>・狩りもサンバー鹿を農地から遠ざけるために許可されるべきだ。</li> </ul>
8	planter			no.7に同意
9	padi planter			no.7に同意
10	planter			<ul style="list-style-type: none"> <li>no.7に同意</li> <li>・作物を被害から守る農業従事者の権利について説明されるべきだ。</li> </ul>
11	vernacular school teacher			<ul style="list-style-type: none"> <li>no.7に同意</li> <li>・多くのバン州のマレー人は貧しく、銃やライセンスを手に入れられない。スポーツのライセンスは有料であるべきだが、貧しい者が食糧を手に入れるためのライセンスは無料とすべきである。</li> </ul>
12	padi planter	サンバー鹿は都市部では減少しているものの、この周辺では潤沢にいる		
13	former mine overseer	6年ほど前から野生動物の激減。サンバー鹿	自分の小規模なゴム園もサンバー鹿の被害にあい、時には射殺している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンバー鹿が保護対象リストから外されて、中国人やマレー人のハンティングの大隊がやってくるようになり、当地のサンバー鹿はまったく少なくなってしまう。</li> <li>・サンバー鹿の保護対象リストへの復帰を歓迎する。</li> </ul>
14	former government surveyor	かつては野生動物は大量にいたが、サンバー鹿などの減少。	作物の被害について、主にヨーロッパ人から不平の声	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作物に被害を与える動物は駆逐されるべきである。</li> <li>・しかし、農地外ではライセンスや禁猟期を順守すべきだ。</li> </ul>
15	padi planter			<ul style="list-style-type: none"> <li>no.14に同意</li> <li>サンバー鹿が保護対象リストに復帰することを歓迎。</li> </ul>
17	merchant (中国系) vice-president of the Raub Chinese Chamber of Commerce			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当商業会議所は、当地域の農業に脅威となっている野生動物が完全に駆逐されるべきことを決議した。</li> <li>・檻を設けることは手間と費用がかかる。</li> <li>・サンバー鹿の増えすぎは好ましくない。</li> <li>・財産に脅威をもたらす野生動物は駆逐されるべきである。</li> </ul>
21	penghulu		象によるマレー人耕作地(バナナ)への被害。サンバー鹿によるゴム、米、とうもろこし、ヤムイモへの被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンバー鹿が保護対象リストから外され、彼らが狩りの対象となったことで、その脅威は減った。</li> <li>・サンバー鹿の絶滅は望まないが、そのようなリスクは少ない。</li> <li>・サンバー鹿はその措置以降減少しているが、保護対象リストへの復帰を求めない。村人の間でも、対象リストから外されたことが歓迎されている。</li> <li>・その肉の売買も許容されるべきだ。</li> <li>・象についても全く同じ扱いでよい。象撃ちは無制限に許容されるべきだ。</li> <li>・ゲーム・サンクチュアリの創設には賛成する。</li> </ul>
22	penghulu		象による著しいバナナや米への被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンバー鹿と象が保護対象リストから外されて以降、事態は沈静化(被害が減少)している。</li> <li>・象の保護リストへの復帰を求めない。</li> <li>・サンバー鹿については、no.21に同意。</li> </ul>
23	penghulu		象の被害はないが、夥しいサンバー鹿とその被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンバー鹿の扱いについて、no.21に同意。</li> </ul>

		Q8	Q9	保護政策への意見
24	penghulu		象が多く、ココナツなどへの多大な被害。	・殺物に被害をもたらす動物は駆逐されるべきだ。 ・先住民の権利のためにも象や他の動物は駆逐されるべし。 ・破壊をもたらすあらゆる動物が姿を消すことを望む。
25	rice planter		象、サンバー鹿の被害	
26	ketua kampung			no.24(自らの地域のpenghulu)に同意
29	former settlement officer			・サンバー鹿の絶滅については反対。 ・とはいえ、サンバー鹿の脅威への懸念が有り、その射殺は無制限に行われるべし
30	planter			・サンバー鹿の射殺に制約を設けるべきではない。 ・その絶滅を歓迎する。
31	padi planter			・過去40年間殺戮が行われてきたのにサンバー鹿は生き延びてきた事から、その絶滅というおそれはない。 ・政府がサンバー鹿を耕作地から排除すべきだ。
34	rice planter	野生動物の全般的な減少。とくに保護対象リストからはずされてからのサンバー鹿の減少が著しい。		・中国人ハンターたちがサンバー鹿狩りに殺到している。 ・サンバー鹿の絶滅の可能性 ・サンバー鹿の保護対象リストへの復帰を望む。
35	penghulu	サンバー鹿多い	象の小経営への被害	・象の被害に対して政府が対策を行うべきだ。
36	penghulu			no.35に同意
43	timber contractor	象は増加しているが、他の野生動物(マレー水牛、犀など)は減少している。サンバー鹿は多い。	象、サンバー鹿、野ブタによる被害	
44	penghulu			no.43に同意
45	Menangkabau Malay (マレー系ミンカバウ人=少数民族)、rubber, rice planter		belibis(アヒル的一种)、野ブタの被害、サンバー鹿、象は訪れず	
46	penghulu		象による、とりわけ米作への被害	・象の被害に対して、なすべがない。村人には十分な武器が必要だ。
47	former agricultural assistant		象へのマレー人村への被害	・象のための保護区の設立とゲーム保護局内にElephant control branchを創設すべきだ。
51	shopowner and rubber planter (中国系)		柵をしているにも拘わらず、サンバー鹿の被害	
52	shopowner and rubber planter (中国系)		柵をしているにも拘わらず、サンバー鹿の被害	
53	penghulu		象とサンバー鹿による深刻な被害。貧困ゆえに柵で十分な防御もできない。	・作物に被害を与える野生動物は駆除されるべきだ ・しかし、耕作地から離れた所に生息地を設けることに反対しない。
54	padi planter		象とマレー水牛による被害。柵による防護も功を奏しない。サンバー鹿はいない。	
55	padi planter		サンバー鹿、象、野ブタ、ネズミの被害。とくに象の被害が深刻。	
56	penghulu		象とマレー水牛による被害。柵による防護も功を奏しない。サンバー鹿には対処できている。	
57	padi planter and ketua kampung			・サンバー鹿の駆逐に制限を設けるべきではない。 ・祖先たちはマレー水牛やサンバー鹿を何世代にもわたって食用にしてきたのであり、その絶滅などありえない。 ・サンバー鹿が絶滅に至るとしても反対しない。 ・後の世代への配慮など必要ない。
58	ketua kampung		象とサンバー鹿の被害	・サンバー鹿は絶滅さるべし。 ・その肉の販売にも制限を必要はない。
59	padi planter		象とマレー水牛による大きな被害。柵を設けるにも貧しすぎる。祖先も柵など設けることはしてこなかった。	
60	padi planter		象、マレー水牛、サンバー鹿による被害	・これらの野生動物の駆除に制限を設けるべきではない。
61	penghulu			・野生動物に一切言及せず

		Q8	Q9	保護政策への意見
64	padi planter	野生動物の全般的な減少。とくに保護対象リストからはずされてからのサンバー鹿の減少が著しい。		・象とサンバー鹿が保護対象リストから外されて以来、ハンティングとその肉の売売が増加した結果、その数は減少している。そうした販売はライセンスで制限すべきである。
65	penghulu	象は滅多に現れなくなった。サンバー鹿は村にはいない。	象の被害について	
66	padi planter		象による米作、タピオカ、バナナへの被害	
67	padi planter			no.66に同意
68	padi planter			no.66に同意
69	padi planter			no.66に同意
70	padi planter			no.66に同意
72	former policeman, former game ranger			・マレー人の指示により、原住民による組織的な罠の密猟が行われている疑い。
74	former game ranger	野生動物の大幅な減少。とくに保護対象リストからはずされてからのサンバー鹿の減少が著しい。	野ブタによる被害	・サンバー鹿は保護されるべきである。
75	planter and former game ranger	野生動物の大幅な減少。とくに保護対象リストからはずされてから、その肉の販売のためのハンティングによるサンバー鹿の減少が著しい。		・サンバー鹿の保護対象リストへの復帰を望む。さもなければ、その絶滅という事態は起こるだろう。
79	Dayak(インドネシア先住民)			・野生動物への言及なし
80	former surveyor	大型野生動物は姿を消した。		

〔略〕わたしの地域には罠はおりません。何年もの間、姿を見せないのです。先住民によって殺し尽くされたものと思われます。〔中略〕サンバー鹿が根絶されるべきだという考えは正しくありません。農作地に害を及ぼす動物は駆除されるべきですが、それは実際に害を与えている場合のみであるべきです。サンバー鹿を求めて狩りに出るとは、ライセンスを得てはじめて許されるべきです。〔中略〕鹿と象が保護すべき動物のリストに戻されることを歓迎いたします<sup>48)</sup>。〔以下略〕

委員会のほぼ期待通りの供述となったわけではあるが、いささかざこちなく、不自然である。また、農作物に害をもたらす動物は駆除されるべきで、その上での保護なら賛成だと主張しているのである。続いて供述した Bentong の郡長 (no. 5) もサンバー鹿のサンクチュアリを設けることに賛成し、その保護の重要性を主張する。しかし、農業の権利が尊重されてこそなのであり、またその目的も鹿が食糧として重要なものだからとしているにすぎない<sup>49)</sup>。

4人目に供述した人物 (no. 7) は Bentong 地域の4名 (no. 8-11) の賛同を集め、その意見は地域で尊重されているようである。イマームを名乗るこの人物は、サンバー鹿の保護の必要性を訴えつつも、「土地所有者は被害を与える動物は何であれ駆除することを許されるべきであり、耕作地からかれらを遠ざけておくための狩りも許容されるべきだ」<sup>50)</sup>と主張、保護派の主張とは隔たりを見せるのである。

保護派の期待に沿った供述は、公聴会前半では極めて限られている。むしろ、保護政策に強硬に反対する意見が、意外なことに郡長たちから相次いで表明されるのである。その先陣を切ったのが Gali の郡長 (no. 21) である。父親が名のあるハンターだったと述べるこの男は、象、サンバー鹿の被害を申し立てた上で次の主張をする。

〔略〕近年サンバー鹿による被害は減っております。というのも、保護対象動物のリストから外されたために、集中的な狩りが行われるようになり、かれらが怯えているからです。〔中略〕サンバー鹿はゴム、米、トウモロコシを食い荒らします。この地域では農民は柵を設けていますが、サンバー鹿の被害を常に防げるとは限らないのです。サンバー鹿は保護対象のリストから削除されて以降、その数は減ってはおります。しかし、リストに戻すという考えには賛同いたしません。かれらをリストから削るといふ決定は、この地域の人々に歓迎されたのです。また、サンバー鹿を射殺した場合、その肉の売買も認められるべきと考えます。また、野生動物のサンクチュアリを作るという考えには賛同いたします。

〔中略〕象もやってきては米に被害をもたらします。象もサンバー鹿と同様の扱いとすべきと考えます。その駆逐に一切の制約を設けるべきではありません<sup>51)</sup>。〔以下略〕

同様に強硬な意見は続けて3名の郡長たちからも表明される。Sega の郡長 (no. 22) は、サンバー鹿、象いずれについても保護対象リストに戻すことは歓迎できない<sup>52)</sup> とし、Ulu Semantan の郡長 (no. 23) もまた、サンバー鹿について同じ意見を表明するのである。Batu Talam からやってきた郡長 (no. 24) は、象の被害を訴えつつ、次の興味深い供述をおこなっている。

〔略〕この地域には1,000名近い先住民たちがおります。〔中略〕害を及ぼす動物たちは根絶されるべきです。先住民らは移動耕作〔焼畑農業〕を行いますから、害をもたらす動物は何であれ駆除する権利をかれらに与えるべきだと考えます。ジャングルの中で作付けをおこなうかれらは、穀物が実るまで別の地域へと移動してしまいます。そして、その作物が実るまでの間に、象や他の動物がやってきて、かれらの作物を台無しにしてしまうのです。わたしは害をもたらす動物たち全てがいなくなればよいと考えています<sup>53)</sup>。〔以下略〕

これは先住民擁護の立場から、現行の保護政策を批判した唯一の事例である。

こうした郡長らの申し立てに勇気づけられたのか、農民たちも同様の発言を始める。たとえば、Kuala Lipis からやってきた農民 (no. 30) は、「サンバー鹿を狩ることになんら制約を設けるべきではありません。かれらが根絶されるのを歓迎します」<sup>54)</sup> と積年の恨みを述べる。Jerantut 郡からやってきた50歳になる米作農民 (no. 31) もまた、「過去40年もの間、広い範囲で狩りをおこなってきたにもかかわらずサンバー鹿は生き延びてきたのですから、かれらが絶滅するなんてことが起こるわけがないのは、すでに証明されています」<sup>55)</sup> と言う。同じく Jerantut で小商店を営み、またゴム園をもつ中国系農民二人 (no. 51、52) は、柵を設けたにもかかわらず、鹿の被害がひどいと訴える<sup>56)</sup>。Jerantut 郡はその北部にグナン・タハン保護区が位置しており、野生動物の宝庫とされる地域である。この地域からは、農民のみならず村長らからも批判の声が続出する (no. 55、57、58、60)。これは調査委員会にとって極めて不都合なことだっただろう。かれらは一様にサンバー鹿、象の根絶を願い、その狩りに制約を設けるべきないことを主張する。たとえば、米作農民であり、村長もつとめる男 (no. 57) の意見は手厳しい。

〔略〕わたしはサンバー鹿の狩りになんら制約を設けるべきではないと考えます。祖先たちはマレー水牛やサンバー鹿を何世代にもわたって食べてきたのですから、かれらが絶滅するなんてことが起こりようはずがないではないですか。それに、もしもそのようなことが起きたとしても一向に構いませんし、後世の人々への配慮などする必要なんてこれっぽっちもありませんとも<sup>57)</sup>。〔以下略〕

パハン州の聴き取り結果は次のように要約できるだろう。ここでの検討対象とした50名のうち、現行の保護政策やその将来のあり方についてなんらかの意見を表明したのは30名である。このうち批判的な見解を述べたのは18名にものぼる。その内訳はマレー系農民7名(no. 8、9、10、30、31、57、60)、郡長5名(no. 21、22、23、24、46)、村長2名(no. 26、58)、その他にはイマーム(no. 7)、マレー語教師 vernacular school teacher (no. 11)、中国系商人(no. 17)、収税官 settlement officer (no. 29) 各1名である。これに対して、保護ロビーの主張に賛同して見せたのは12名で、この州ではじめて批判派が賛成派を上回ったのである。一見両者は拮抗しているようにも見えるが、反対の意見を明示せずとも、この公聴会をまたとない機会と捉え、野生動物による積年の被害を当局に訴え出た者が19名にものぼることを考えると、この州の証言者の多数が現行の保護政策に対して否を突きつけていたと見なしてよいだろう。

野生動物が豊富に残った州であるが故に、当然その被害も大きく、非英系住民たちがこの公聴会をそうした被害を訴える格好の機会として捉え、それゆえに不満と批判が続出する可能性も予想されただろう。それだけに、この地に広大なサンクチュアリを設営することを目指すバックらが聴き取りに周到な準備をもって臨んだこともまた想像されるのである。それにもかかわらず、これだけの批判が噴出したことは重みをもつだろう。注目すべきは、13名の郡長たちの姿勢である。これまで推進されてきた保護政策を支持したのはわずか3名(no. 2、5、53)に過ぎず、それとて、まずもって農業従事者の権利が守られることを主張した上でのことである。むしろ、Gali や Sega の郡長(no. 21、22)に代表されるように、かれらの多数は積極的に反対の世論をリードしているように見える。その一方で、郡長は地域マレー社会の有力者であると同時に、英帝国の支配の末端を担う。それ故に、公聴会を主催した保護派による圧力を受けやすい存在であり、そのことを示唆しているとみられる Ulu Tembeling 地方の郡長による証言はすでに検討した。同じく Jerantut 郡(Pedah 地方)の郡長である Haji Akil bin Haji Mohamad Amin という人物の証言は興味を引く。かれは総勢21名のマレー人(かれらは証人としてカウントされていない)を引き連れて(あるいは引き連れられて)やってきた。それにもかかわらず、かれは野生動物について一言も言及せず、ひたすら海魚の消費について話題にしている<sup>58)</sup>。この地方は内陸部に位置し、また野生動物も豊かであったことを考えると、この沈黙は異様ですらある。ともあれ、植民地社会という環境下で、また、公聴会をリードしたのが野生動物保護を主唱する英人支配者であったことを考えると、被支配者であるパハン州住民たちが示した反応は驚くべきものではなかろうか。

## おわりに

以上、連合州各地で開催された公聴会で示された証言を検討してきた。そこから、次の点が明らかになったと思われる。まず、英系入植者たちの反応である。動物保護ロビーと農業利害との分裂、激しい対立がきっかけでこの委員会が設置されたにもかかわらず、公聴会では、あるいはそれを通じて、英系住民の世論がむしろ収斂しつつあることが示されたように思われる。マレー半島全体として野生動物の保護が差し迫った課題であり、これを遺産として後の世代に譲り渡すべきであるとの理念は広く受け入れられていたようである。もちろん、プランターを中心に、個々の被害は相変わらず申し立てられ、とりわけペラ、パハン両州の農業関係者にとって、野生動物による被害は依然として深刻な問題であった。そこで、この二つの課題を解決するのに、もはや広大なサンクチュアリを設ける以外に方策がないだろうということが認識されつつあったのである。事実、公聴会でも、この点については8割を超える賛同が得られているのである。Jeyamalar Kathirithamby-Wells の言うように、この委員会が白人利害集団の調停の場として機能し、委員会による報告がなされて以降、英系白人世論がグナン・タハン保護区の拡張と、そのサンクチュアリ＝国立公園化支持へと収斂していくのである<sup>59)</sup>。

しかし、国立公園は「国民」の為の開かれた施設であり、その設立には「国民的」コンセンサスを得ることが必要である<sup>60)</sup>。この点で、住民の多数を占めるマレー人たちの世論はどうだったのだろうか。日常的に野生動物と遭遇し、被害を受けることの多い農民中心の社会であるにもかかわらず、また、フバックの侮蔑的な言葉とは裏腹に、公聴会において多くのマレー人たちが野生動物の保護に対して好意的な姿勢を見せている。植民地状況下での言論の許容範囲を考えると、これを差し引いてみる必要はあるが、マレー人農民、あるいは郡長たちは、自然界のバランスを維持することの重要性、ジャングル（およびその一部としての先住民）に代表される自然界を保全する倫理的義務についてもしばしば言及する。ヌグリ・スンビラン州で証言に立った二人（no. 65、66）の供述は、その典型であり、委員会側の保護理念をそのまま踏襲したものではない。Kathirithamby-Wells も、かれらの証言を引用しつつ、マレー人は自らの土地の自然保護の主体となり得たこと、また英人とともに国立公園を設立することに「国民としての誇り」を見いだしたのだとしている<sup>61)</sup>。

しかし、この点のみを強調し、また、野生動物保護を巡って分裂してきた英人社会と比較して、マレー人社会が野生動物保護に寛容であり、さらにはサンクチュアリ創設についても全体として理解を示したと考えるのは明らかに過ちである。マレー人社会の反応は、上に述べた事例が典型的であったわけでは決してない。むしろ、本稿の三章で検討したように、とりわけパハン州の証人たちが示したように、かれらの保護運動への強い拒絶反応は、今後の英領マラヤの野生動物保護運動にとって深刻な問題を突きつけたのである。なぜならば、パハン州こそ、英人社会の妥協の産物であるサンクチュアリが設営されるべき場所だったからである。

したがって、この調査委員会を経て白人世論が収斂を見せたことで、ただちに国立公園設立への道が掃き清められたわけではない。では、マレー人たちが公聴会で示したこれらの証言が、どのように消化され、以降の英領マラヤの野生動物保護政策に反映していくことになるのだら

うか。非連合州<sup>6 2)</sup>の調査結果について検討したのち、このことを明らかにしていきたいと考える。

## 註

- 1) 拙稿「英領マラヤにおける野生動物保護政策の展開 1921-30年」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第21巻 2013年 61-83頁参照。
- 2) *Report of the Wild Life Commission: vol.I General Survey, 1932, p.3.*
- 3) 拙稿「イギリス帝国と環境保護－英領南アフリカにおけるハンティングと自然保護政策の起源についての覚え書き－」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第5巻 1998年、「英領アフリカにおける自然保護政策の展開－ウガンダ保護領 1906-11年－」『立命館文学』558号 1999年、「イギリス帝国と環境保護(2)－クリュウガー国立公園の成立－」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第10巻 2003年、「英領タンガニーカにおける「自然の創造」－セレンゲティ国立公園、およびンゴロンゴロ保護区域の経験 1920-1959－」『立命館文学』605号 2007年、J. Carruthers, *The Kruger National Park: a Social and Political History* 1995, T. Lance, "Conservation Politics and Resource Control in Cameroon: the Case of Korup National Park and its Support Zone", Paper presented at the African Studies Association Annual Meeting, 4 November, 1995, T. Ranger, "Whose Heritage? The Case of Matobo National Park", *Journal of Southern African Studies* 15(2), 1989, R. Neumann, *Imposing Wilderness: Struggles over Livelihood and Nature Preservation in Africa*, 1998, D. Brockington, *Fortress Conservation: the Preservation of the Mkomazi Game Reserve, Tanzania*, 2002, "The Politics and Ethnography of Environmentalism in Tanzania", *African Affairs* pp.105-418 (2006) など参照。
- 4) たとえば、この研究分野の嚆矢となったジョン・マッケンジーの記念碑的著作でも、叙述の中心は圧倒的に英領アフリカであり、英領インドについては一章が割かれているものの、その他のアジア領については、「英領アジアの保護の歴史は、アフリカのそれとくらべて、さほど入り組んだものではなく〔中略〕人間が居住していくこととの密接な関連性も少ない」と述べた上で、数ページ概要を紹介しているに過ぎない。以上、J. MacKenzie, *The Empire of Nature: Hunting, Conservation and British Imperialism*, 1988, pp.277-83 参照。
- 5) 拙稿「英領マラヤにおける野生動物保護政策の展開 1921-30年」69-74頁参照。
- 6) この団体の成立事情とその性格、歴史の変遷については拙稿、「野生動物保護の情報ネットワーク－帝国動物層保護協会－」、川北稔編『結社のイギリス史－クラブから帝国まで』(2005年 山川出版社) 284-299頁参照。
- 7) Hubback to T. Drummond Shields, House of Commons, 21 Dec. 1929, no. 62310, CO 717/62/4.
- 8) Jeyamalar Kathirithamby-Wells, *Nature and Nation: Forests and Development in Peninsular Malaysia*, 2005, pp.208-226. 英領インドでは、自然遺産ともなっているアッサム州のカジランガ Kaziranga 国立公園は1916年に、同じく自然遺産に指定されているマナス Manas 国立公園も1928年に保護区指定を受け、狩猟対象動物をストックするための施設として出発した。これらは、独立後によりややく国立公園へと改編されたにすぎない。一方、英領マラヤでは1920年代までに複数の保護区が存在したが、そのうちの一部が、有名なタマンネガラ Taman Negara 国立公園の前身であるジョージ五世国立公園に編入されたのは1937年のことであり、英領アジアで唯一国立公園化された事例である。
- 9) このプロセスについては、拙稿、「野生動物保護の情報ネットワーク－帝国動物層保護協会－」および、拙稿「1933年ロンドン議定書と国立公園の成立」『徳島大学総合科学部 人間社会文化研究』第15巻 2008年を参照。
- 10) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, p.12.*

11) たとえば、Kathirithamby-Wells, *op.cit.*, pp.208-9.

12) *Report of the Wild Life Commission: vol.I*, pp.41-46.

13) とりわけ、この調査委員会設置にいたるフバックら保護派と農業従事者、とりわけ天然ゴム・プランテーション経営者らとの対立の焦点となったのが、サンバー鹿と象の保護対象リストからの削除如何であり、29年に連合州政府が削除を決定したものの、その決定が棚上げとなった末に、この委員会が設置されたという経緯がある。そこで、この項目は委員会による聴き取り調査が実施された時点では、野生動物保護派と反対派を分かち試金石であった。以上、拙稿「英領マラヤにおける野生動物保護政策の展開 1921-30年」、69-70頁。

14) とりわけ項目40)などはその最たるものである。ここに述べられている「努力」とは、フバックもそのメンバーである帝国動物保護協会などが英領植民地各地でおこなっている活動を指している。この項目について、回答を行った英系証言者は皆無であった。したがって、これについて、表①～④では割愛している。なお、これらの表では、委員会報告で記載されたものを抜粋しているが、Q.9については詳細な証言がおこなわれているケースが多いので、日本語で要約しておいた。

15) セランゴール州に関する公聴会は、Kajang、Banting、Klang、Kuala Selangor、Kuala Lumpur、Kuala Kubuの計5箇所にて、1931年1月5日から20日にわたって行われた。その英系住民に関する結果は、*Report of the Wild Life Commission: vol.I*, pp.137-172に、非英系住民に関する結果は、pp.172-176に記載されている。

16) たとえば、Chai Hon-Chan, *The Development of British Malaya, 1896-1909*, 1967, Lim Teck Ghee, *Peasants and their Agricultural Economy in Colonial Malaya, 1874-1941*, 1977を参照。

17) ヌグリ・スンビラン州に関する公聴会は、Kuala Pilah、Tampin、Seremban、Jejebuの計4箇所にて、1930年9月24日から10月2日にわたって行われた。その英系住民に関する結果は、*Report of the Wild Life Commission: vol.I*, pp.109-123に、非英系住民に関する結果は、pp.123-136に記載されている。

18) ペラ州に関する公聴会は、まず、1930年11月10日から27日にかけて、Tanjong Malim、Teluk Anson、Taph、Taiping、Kuala Kangsar、Lenggong、Grik、Sungei Siput、Sitiawanの計9箇所にて、さらに11月29日に、Batu Gajahにて、それから1931年3月17日に Parit Buntarにて、そして最後に、1931年3月27日に Krohにて行われた。その英系住民に関する結果は、*Report of the Wild Life Commission: vol.I*, pp.177-209に、非英系住民に関する結果は、pp.209-224に記載されている。

19) パハン州に関する公聴会は、まず、1930年9月18日、1931年2月13、14日、3月12日、そして4月30日に Kuala Lipisにて、次いで1931年2月23日から3月6日にわたって、Kuantan、Sungei Lembing、Pekan、Jerantut、Temerlohにて、そして最後に、1931年4月13日に Cameron Highlandsにておこなわれた。その英系住民に関する結果は、*Report of the Wild Life Commission: vol.I*, pp. 281-319に、非英系住民に関する結果は、pp.319-332に記載されている。

20) *Ibid.*, pp.295.

21) とはいえ、この調査委員会においても、ロンドンに拠点を置く圧力団体であるゴム農園経営者協会 Rubber Growers Associationからの苦情の申し立てが行われている。これについては、拙稿「英領マラヤにおける野生動物保護政策の展開 1921-30年」74-79頁を参照。ただし、公聴会の結果からは、この団体の反対運動が英系住民の間で突出していたという印象を受ける。

22) *penghulu* はもともと伝統的なマレー人社会の首長を指す言葉である。かれらは、この社会が英領マレー連合州 Federated Malay Statesとして再編されていく中で、州 stateの下位行政区分である郡 districtあるいはsub-districtの長として行政機構に組み込まれていったのである。ここではsub-districtの長である *penghulu* であっても、便宜上「郡長」と表



現する。また、かつてのマレー社会で、とりわけ有力な *penghulu* は *untang* とも呼ばれた。本稿が対象とする公聴会においても、ヌグリ・スンピラン州で *untang* を名乗る証言者が登場するが、英領連合州時代にはこの呼称がヌグリ・スンピランにて残存したに過ぎず、その職掌は *penghulu* と変わらないので、本稿では同じく「郡長」と訳した。

23) *ketua kampon* および *lembaga* は郡 *district* あるいは *sub-district* を構成する *kampong* 村の首長である。後者はヌグリ・スンピランにて残存する呼称である。ここでは両者を区別せず、ともに「村長」と訳した。

24) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, pp.173-74.*

25) *Ibid.*, p.173.

26) *Ibid.*, p.176.

27) *Ibid.*, pp.111-12.

28) *Ibid.*, pp.130-31.

29) *Ibid.*, p.126.

30) *Ibid.*, p.131.

31) *Ibid.*, p.128.

32) *Ibid.*, p.132.

33) *Ibid.*, pp.133-34.

34) *Ibid.*, p.134.

35) *Ibid.*, p.135.

36) *Ibid.*, p.135.

37) *Ibid.*, p.136.

38) 本稿の焦点は、野生動物の保護をめぐる連合州の世論形成にある。したがって鳥類や魚類保護についての証言は検討対象とはしていない。しかし、この調査委員会の調査対象が野生動物のみならず、鳥類、魚類、さらには河川の水質にも及んでいる。このことは、野生動物保護派の関心が徐々にではあるが、地域の生態環境にまで広がりつつあることを表しており興味深い。

39) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, pp.209-10.*

40) *Ibid.*, p.210.

41) *Ibid.*, p.211.

42) *Ibid.*, pp.211-12.

43) *Ibid.*, p.215.

44) *Ibid.*, p.216.

45) *Ibid.*, pp.221-22.

46) *Ibid.*, pp.202-03.

47) *Ulu Tembeling* は *Jerantut* 郡 *district* の一地方 *sub-district* である。証言をした *Wan Ahmat bin Ungku Khatib* はその長であるが、便宜上ここでは「郡長」としている。

48) *Ibid.*, p.319.

49) *Ibid.*, p.320.

50) *Ibid.*, p.320.

51) *Ibid.*, p.322.

52) *Ibid.*, p.323.

53) *Ibid.*, p.323.

54) *Ibid.*, p.324.

55) *Ibid.*, p.325.

56) *Ibid.*, pp.327-28.

57) *Ibid.*, p.329.

58) Pedah も Jerantut 郡の一地方 sub-district であるが、ここでも証言者 (no.60) を「郡長」と標記している。*Ibid.*, p.329.

59) Kathirithamby-Wells, *op.cit.*, p.210.

60) この点については、拙稿、「野生動物保護の情報ネットワークー帝国動物層保護協会ー」294-96 頁参照。

61) Kathirithamby-Wells, *op.cit.*, pp.213-214.

62) とりわけ、パハン州とともにグナン・タハン保護区の拡張が予定されていたトレンガヌ、クランタン両州のマレー人世論に焦点をあてる。

